

国際公文書館会議



ISDF

機能の記述に関する国際標準

第1版

ベストプラクティス及び標準に関する委員会作成  
ドイツ、ドレスデン 2007年5月2日～4日

本書は、国際公文書館会議ベストプラクティス及び標準に関する委員会によって作成された（採択済み）。

#### 配布

国際公文書館会議標準である「機能の記述に関する国際標準」第1版は、国際公文書館会議（ICA）の全会員に無料で配布している。この標準は、ICAのウェブサイト[www.ica.org](http://www.ica.org)から入手可能である。

#### 著作権

© International Council on Archives, 60, rue des Francs-Bourgeois, 75003 Paris, France.

#### 複製及び翻訳

本書の全体又は一部を非営利目的で翻訳して複製又は転載することは、ICAの正式な承認を得た場合に限り認められる。

[日本語への翻訳は、独立行政法人国立公文書館が行った（2009年）。]

#### ISBN

## 目次

序文 .....	4
1. 範囲と目的 .....	7
2. 関連する標準及びガイドライン .....	8
3. 用語と定義集 .....	9
4. 本標準の構成及び利用 .....	10
5. 機能記述の要素 .....	12
5.1 固有性の領域 .....	12
5.1.1 種別 .....	12
5.1.2 名称の典拠形 .....	12
5.1.3 名称の平行形式 .....	13
5.1.4 名称の他の形式 .....	13
5.1.5 分類 .....	13
5.2 コンテキストの領域 .....	14
5.2.1 年月日 .....	14
5.2.2 記述 .....	14
5.2.3 履歴 .....	17
5.2.4 法律 .....	19
5.3 関係の領域 .....	21
5.3.1 名称の典拠形／関連機能の識別子 .....	21
5.3.2 種別 .....	22
5.3.3 関係の区分 .....	22
5.3.4 関係の記述 .....	22
5.3.5 関係の年月日 .....	23
5.4 統制領域 .....	25
5.4.1 機能記述識別子 .....	25
5.4.2 機関の識別子 .....	26
5.4.3 利用された規則及び／又は慣行 .....	26
5.4.4 状況 .....	27
5.4.5 詳細度 .....	28
5.4.6 作成、改訂又は抹消の年月日 .....	28
5.4.7 言語及び文字体系 .....	29
5.4.8 情報源 .....	29
5.4.9 記述管理上の注記 .....	30
6. 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能への関連付け .....	31
6.1 関連情報源の識別子と名称／タイトルの典拠形 .....	31
6.2 関係の性質 .....	31
6.3 関係の年月日 .....	32
付録A：団体及びアーカイブ資源と機能の関係を表した図 .....	38
付録B：完全事例 .....	39
事例1－活動の記述 記述言語：英語（英国） .....	39
事例2－活動の記述 記述言語：英語（英国） .....	42
事例3－活動の記述 記述言語：英語（英国） .....	44
事例4－活動の記述 記述言語：英語（英国） .....	47
事例5－機能の記述 記述言語：フランス語（フランス） .....	49
事例6－機能の記述 記述言語：フランス語（フランス） .....	51
事例7－下位機能 記述言語：スペイン語（スペイン） .....	53

事例 8ー活動の記述 記述言語：スペイン語（スペイン） .....	56
事例 9ー機能の記述 言語：スペイン語（メキシコ） .....	59
事例 10ー機能の記述 記述言語：ポルトガル語（ブラジル） .....	61
事例 11ー機能の記述 記述言語：フランス語（コートジボワール） .....	66
事例 12ー機能の記述 記述言語：フランス語（コートジボワール） .....	69

## 序文

- P1. 作業文書はベストプラクティス及び標準に関する委員会（ICA/CBPS）の一グループによって作成された。このグループは、2005年6月、スイスのベルンにおける専門的標準とベストプラクティスに関する臨時セッションの会議中に設立された。
- P2. このグループは、記録作成のコンテキストにおける機能の重要性を認識し、アーカイブズ情報システムにおける機能の記述に関する国際標準策定の提案を行なった。この標準の策定を進める上で、ISO15489：記録管理に関する国際標準（2001年）、ISO23081：記録管理プロセスに関する国際標準－記録のためのメタデータ（2006年～2007年）といった国際標準化機構（ISO）によって行われている国際的な活動のみならず、現在、オーストラリア、カナダ、スイス、英国、米国のアーカイブズ及び記録管理に適用されている機能の記述と分析モデルも参考にした。このグループは、2006年5月、パリにおける会議で検討、修正及び拡張された最初の草案文書を作り上げた。この草案は、コメントを求めるために世界のアーカイブズ関係者に配布された。この全世界的審査の間に受け取ったコメントは、2007年5月、ドレスデンで開かれたベストプラクティス及び標準に関する委員会総会で検討された。

この標準を策定し、2004年から2008年に委員を務めたベストプラクティス及び標準に関するICA 委員会の会員を以下に挙げる。

Bärbel Förster (スイス)  
Beatriz Franco (スペイン)  
Padré Lydie Gnessougou Baroan-Dioumency (コートジボワール)  
Torbjörn Hörnfeldt (スウェーデン)  
Jenny Kotte (ドイツ)  
Vitor Manoel Marques da Fonseca (ブラジル)、ICA/CBPS副委員長  
Per-Gunnar Ottosson (スウェーデン)、アーカイブズ目録記述分野の指導者  
Victoria Peters (英国)  
Claire Sibille (フランス)、ICA/CBPS事務局  
Édouard Vasseur (フランス)

ベストプラクティス及び標準に関するICA委員会 (ICA/CBPS) は、更に以下の会員から構成されている。

Marion Beyea (カナダ; ICA/CBPS委員長) ;  
Nils Brübach (ドイツ; PCOM 標準とベストプラクティスの開発担当者) ;  
Karen Cannell (米国; 電子記録とデジタル化分野の指導者) ;  
Virginia Castillo Sahun (アンドラ) ;  
Rosine Cleyet-Michaud (フランス; 評価選別分野のリーダー) ;  
Howard Davies (英国) ;  
Blanca Desantes Fernandez (スペイン; ICA/CBPS副委員長) ;  
Vincent Doom (フランス) ;  
Cassandra Findlay (オーストラリア) ;  
Michael Fox (米国) ;  
Markku Leppanen (フィンランド) ;  
Thomas Mills (米国) ;  
John Martinez (米国; ICA/CBPS事務局) ;  
Catherine Nicholls (オーストラリア; 保存分野のリーダー) ;  
Dick Sargent (英国), 2004年~2006年;  
Paola Tascini (イタリア) ;  
Yolia Tortolero (メキシコ) ;  
Stefano Vitali (イタリア) ;  
Amy Warner (英国), 2007年~;

また、通信会員は以下の通り。

Eugenio Bustos Ruz (チリ) ;  
Elvira Corbelles Sanjurjo (キューバ) ;  
Adrian Cunningham (オーストラリア) ;  
Leila Estephanio de Moura (ブラジル) ;  
Ana Virginia Garcia de Benedictis (コスタリカ) ;  
Marisol Mesa Leon (キューバ) ;  
Miguel Rui Infante (ポルトガル) ;  
Andras Sipos (ハンガリー) .

ベストプラクティス及び標準に関するICA委員会（ICA/CBPS）は、以下の機関による委員会総会への支援に対し深く感謝の意を表す。

フランス公文書管理局（フランス、パリ）

ザクセン州公文書館（ドイツ、ドレスデン）

委員会総会開催のための財政、施設及びロジスティクスの全ての面における両機関の多大な貢献がなければ、この標準の策定は不可能であった。

## 1. 範囲と目的

- 1.1 本標準は、アーカイブズの作成及び維持管理に関わる団体の機能記述作成のためのガイダンスを提供する。
- 1.2 「機能」という用語は本標準全体にわたり使用されているが、単に機能のみならず、下位機能、ビジネスプロセス、活動、職務、事務処理、あるいは国際的に、あるいは国内、地域で使用されているその他の用語で表される機能のすべての下位区分を含む。本標準は、機能又はその下位区分のいずれをも記述する際に用いられる。
- 1.3 団体機能の分析は、多くの記録管理活動の基盤として重要である。機能は、再編が行われたときにしばしば合併されたり、譲渡されたりする運営機構よりも一般に安定的であると認識されている。それゆえ、機能は以下の役割のために最適である。
  - 記録の整理、分類及び記述の基盤
  - 記録の評価選別の基盤
  - 記録の検索と分析のツール
- 1.4 機能の記述は記録の出所を説明する上できわめて重要な役割を担う。機能の記述は記録を作成し使用するコンテキストにおいて、記録のより安定的な位置付けに役立つ。機能の記述は、どのように、そしてなぜ記録が作成されその後使用されたか、記録が果たすよう設定された組織内の目的又は機能について、そして記録が同じ組織によって作成された他の記録にどのように符合し、関係したかを説明する際の手助けとなる。
- 1.5 機能の記述は以下の目的のために使用できる。
  - a. アーカイブズ記述システム内で単位として機能を記述すること
  - b. アーカイブズの記述においてアクセスポイントの作成と使用を統制すること
  - c. 異なった機能間、又は異なった機能とそれらの機能を実行した団体及び団体が作成した記録間の関係を文書化すること
- 1.6 機能の記述は、ISAD (G) (国際標準：アーカイブズ記述の一般原則) に従って作成された記録とISAAR (CPF) (国際標準：団体、個人、家族のためのアーカイブズ典拠レコード) に従って作成された典拠レコードの記述を補完・補足することを目的としている。記録と典拠レコードの両方の記述から機能に関する情報を独立させることは、情報の反復を減らし柔軟なアーカイブズ記述システムの構築を可能にする。

## 2. 関連する標準及びガイドライン

注:本リストは、2008年の本標準第1版をまとめた時点で存在した関連標準の策定年月日を含む。今後の読者は、各標準の最新版を参照すること。

ISAD (G) – 国際標準：アーカイブズ記述の一般原則、第2版、マドリッド：国際公文書館会議、2000年

ISAAR (CPF) – 国際標準：団体、個人、家族のためのアーカイブズ典拠レコード、第2版、ウィーン：国際公文書館会議、2004年

ISO 639-2 – 言語名の表示コード、3文字コード、ジュネーヴ：国際標準化機構、1998年

ISO 999 – 情報及びドキュメンテーション–索引の内容、構成及び表示の指針、ジュネーヴ：国際標準化機構、1996年

ISO 2788 – ドキュメンテーション–単一言語類語辞典の作成及び開発の指針、ジュネーヴ：国際標準化機構、1986年

ISO 3166-1 – 国及び下位区分の名称の表示基準–第1部：国別コード、ジュネーヴ：国際標準化機構、2006年

ISO 3166-2 – 国及び下位区分の名称の表示基準–第2部：国の下位区分コード、ジュネーヴ：国際標準化機構、1998年

ISO 3166-3 – 国及び下位区分の名称の表示基準–第3部：国の旧名称のコード、ジュネーヴ：国際標準化機構、1999年

ISO 5963 – ドキュメンテーション–文書を検討し、テーマを決め、索引用語を選択する方法、ジュネーヴ：国際標準化機構、1985年

ISO 5964 – ドキュメンテーション–多言語類語辞典の作成及び開発の指針、ジュネーヴ：国際標準化機構、1985年

ISO 8601 – データ要素及び交換書式–情報交換–日付及び時間の表現、ジュネーヴ：国際標準化機構、2004年

ISO 15489 – 情報及びドキュメンテーション–記録管理、第1部、第2部、ジュネーヴ：国際標準化機構、2001年

ISO 15511 – 情報及びドキュメンテーション–図書館及び関連組織のための国際標準識別子 (ISIL)、ジュネーヴ：国際標準化機構、2003年

ISO 15924 – 情報及びドキュメンテーション–スクリプト名の表現のためのコード、ジュネーヴ：国際標準化機構、2004年

ISO 23081 – 情報及びドキュメンテーション–記録管理プロセス–記録用メタデータ、第1部、第2部、ジュネーヴ：国際標準化機構、2006～2007年

### 3. 用語と定義集

以下の用語集は、本標準における必要不可欠な部分である。用語は、その規則のコンテキストにおいて定義されている。

**アーカイブズの記述**：記述の単位と、もしある場合は、その構成部分の正確な表現を作成すること。アーカイブズの記述は、アーカイブ資料とそのコンテキスト、記録を作り出した記録システムを識別し、管理し、探し出し、説明するために役立つ情報を捉え、分析し、構成し、記録することによって行われる。この用語は、このプロセスの成果物も表す。

**典拠レコード**：名前を付けられた実体を識別し、記述し、また、他の関連した典拠レコードを指摘できる他の情報要素と結び付いた名称の典拠形。

**団体**：特定の名前によって識別され、実体として活動し、または活動できる組織又は人々の集団。団体の資格での個人の行為も含む。

**作成者**：個人又は団体活動を行う上で、記録を作成、蓄積及び／又は維持管理をしたあらゆる実体（団体、家族、個人）。

**機能**：法律、政策又は命令により団体の説明責任の検討事項に与えられたあらゆる高レベルの目的、責任又は職務。機能は、下位機能、ビジネスプロセス、活動、職務又は事務処理といった一連の協調のとれた業務に分解することができる。

**出所**：個人又は団体活動を行う上で作成、蓄積及び／又は維持管理され、使用された記録と組織あるいは個人との関係。また、出所は記録と記録の必要が生じた機能の関係でもある。

**記録**：事務処理又は業務の遂行において、組織又は個人によって作成、収受又は維持管理されるあらゆる形式又は媒体による情報。

#### 4. 本標準の構成及び利用

- 4.1 本標準は、機能の記述に含まれる情報の種別を決定し、その記述がアーカイブズ情報システム内でどのように活用され得るかに関する手引きを提供する。記述に含まれる情報要素の内容は、アーカイブズ機関が従う慣行及び／又は規則により決定される。
- 4.2 本標準は、各々、以下を含む情報要素から構成されている。
- a. 記述要素名
  - b. 記述要素の目的を記したステートメント
  - c. 記述要素に適用可能な一つあるいは複数の規則を記したステートメント
  - d. 可能な場合は、規則の実施を例証する例
- 4.3 段落は番号を付され、引用の目的のためにだけ加えられる。これらの番号は、記述要素を指定したり、記述資源の順序あるいは構成を規定したりするために使用されるべきではない。
- 4.4 記述要素は4つの情報領域に分類される。
1. 固有性の領域
 

(一意的に機能を識別し、標準化されたアクセスポイントを定義する情報が伝達される)
  2. コンテキストの領域
 

(機能の性質とコンテキストに関し、情報が伝達される)
  3. 関係の領域
 

(別の機能との関係が記録され記述される)
  4. 統制領域
 

(機能の記述が一意的に識別され、記述がどのように、いつ、また、どのアーカイブズ機関によって作成され管理されたかに関する情報が記録される)
- 4.5 本標準は、第6章において、機能の記述を、記録作成者を記述する典拠レコードとアーカイブズの記述に関連付けるための指針も提供している。任意の記述は要求された数と同じ典拠レコード及び／又はアーカイブズの記述に対して、相互の関連付けが可能であることに留意すべきである。
- 4.6 付録Bは、本標準に従ってまとめられた機能記述の完全事例を提供している。4.10も参照のこと。

- 4.7 これらの規則が対象とするすべての要素は利用可能であるが、以下の三つの要素は必須である。
- 種別 (要素 5.1.1)
  - 名称の一つあるいは複数の典拠形 (要素 5.1.2)
  - 機能記述識別子 (要素 5.4.1)
- 4.8 機能の性質及び記述の作成者が作業する特定のシステム又はネットワークの要件によって、記述のどの任意選択的な要素が特定の機能の記述で使用されるか、その要素が説明的形式及び／又は構造化された形式で提示されるかどうかが決定的である。
- 4.9 現在の標準に従って設定された機能の記述における記述的要素の多くは、アクセスポイントとして使用することができる。アクセスポイントを標準化するための規則及び慣行は各言語用に国別又は個別に構築することができる。これらの要素のためのデータコンテンツを作成又は選択する際に使用される語彙及び慣行もまた各言語用に国別又は個別に構築することができる。
- 4.10 本標準全体にわたって提供する例は、例証的であり規範的ではない。これらの例は、規則の規定を拡張するというよりは、その規定を明らかにするものである。例、または例が提示されている形式を指示として受け取ってはならない。コンテキストを明確にするために、各例の後に、それを提供した機関名を斜体字で示している。「注記」の後に、これも斜体字で補足説明が続く。
- 4.11 本標準は、ISAD (G) (国際標準：アーカイブズ記述の一般原則) 第2版及びISAAR (CPF) (国際標準：団体、個人、家族のためのアーカイブズ典拠レコード) 第2版並びに国内のアーカイブズ記述標準と併用することを目的としている。これらの標準をアーカイブズ記述システム又はネットワークのコンテキスト内で一緒に使用すれば、機能の記述はアーカイブズの記述と典拠レコードを相互に関連付けることになる。第6章では、この関連付けの作成方法に関する手引きを提供している。どの要素が反復可能であるか否かを決定するために、アーキビストは国内の標準を指針とすることができる。
- 4.12 本標準は、機能に関する情報の交換を支援するために必要な条件のほんの一部を扱うものである。コンピュータネットワーク上の機能に関する自動情報交換の成功は、その交換に携わるアーカイブズ機関による適切なコミュニケーション・フォーマットの採用に左右される。本標準は、コミュニケーション及び／又はXML DTD及び／又はスキーマなどのデータ交換フォーマットの開発基盤として使用されることを目的としている。

## 5. 機能記述の要素

### 5.1 固有性の領域

#### 5.1.1 種別

目的：

記述が機能であるか、あるいは機能の下位区分の一つであることを示す。

規則：

記述が機能であるかあるいは機能の下位区分の一つであることを、国内の又は国際的な専門用語集に従って特定すること。

例：

下位機能

ビジネスプロセス

活動

職務

事務処理

#### 5.1.2 名称の典拠形

目的：

機能を一意的に識別する典拠形アクセスポイントを設定する。

規則：

機能の名称の典拠形を記録すること。機能の地域的又は行政的な範囲、機能を遂行した機関名及び似通った名称を持つ他の機能からその機能を区別するために異なる限定子を用いること。この要素は機能記述識別子要素（5.4.1）と併用すること。

例：

グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録（活動）

*記述作成者*：英国、グラスゴー大学アーカイブ部

再就職促進最低所得保障の管理（活動）

*記述作成者*：フランス、フランスアーカイブ指導部

研究の管理（機能）

*記述作成者*： スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

車両運転手の資格付与。リオデジャネイロ州交通局 (機能)

*記述作成者*： ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

### 5.1.3 名称の平行形式

目的：

他の言語又はスクリプトにおいて名称の典拠形が成立する様々な形式を示す。

規則：

記述を作成したアーカイブズ機関によって適用された国内の又は国際的な慣行や規則すべてに従った名称の平行形式を記録すること。すべての必要な部分要素及び／又はその慣行あるいは規則が求める限定子を含むこと。要素を利用した本規則及び／又は慣行(5.4.3)において、どの規則が適用されたかを特定すること。

### 5.1.4 名称の他の形式

目的：

機能の他の名称を示す。

規則：

機能の他の名称を記録すること。

例：

入学

入学試験

*記述作成者*： 英国、グラスゴー大学アーカイブ部

*注記*：「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

### 5.1.5 分類

目的：

分類体系に従って機能を分類する。

規則：

機能分類体系のあらゆる用語及び／又はコードを記録すること。要素を利用した本規則及び／又は慣行(5.4.3)で用いられた分類体系を記録すること。

例：

L100

**記述作成者**：スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記**：研究管理の機能に関して

#### 4.2.1

**記述作成者**：ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

**注記**：車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

## 5.2 コンテキストの領域

### 5.2.1 年月日

目的：

機能の年月日又は年月日の範囲を特定する。

規則：

年月日、または機能の開始日及び終了日を含む年月日の範囲を示すこと。機能が継続中である場合は、終了年月日は不要である。

例：

1857年～1935年

**記述作成者**：英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記**：「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

1988年～

**記述作成者**：フランス、フランス公文書管理局

**注記**：「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

1987年～

**記述作成者**：スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記**：研究管理の機能に関して

1853年～

**記述作成者**：ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

**注記**：車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

### 5.2.2 記述

目的：

機能の目的に関する情報を示す。

規則：

機能の目的に関して説明的形式による記述を記録すること。

例：

カレッジの学習と研究プログラムに関する学生の登録

**記述作成者：**英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記：**「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

失業最低賃金（RMI）は、県会により運営され、家族手当金庫（CAF）又は農業社会共済組合金庫（MSA）から、無資産もしくは政令の定める限度に満たない資産しか持たない労働年齢の人々に支出されるフランスの手当てのことである。

**記述作成者：**フランス、フランス公文書管理局

**注記：**「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

研究の管理は、以下の様々な要素を含んでいる。

- －ナバラ公立大学から資金提供される一連の奨学金・援助の募集を通じて研究者養成を推し進める。
- －ナバラ公立大学の研究グループの科学機器寄贈に関する募集要綱の作成及び管理。また、同じ目的を持つ外部募集への参加申請の受付及び管理。
- －研究賞金の募集要綱の作成及び同賞金の授与に関する管理。
- －ナバラ公立大学とは無関係の機関の奨学金・援助に関する募集要綱の普及の管理のほか、募集機関の申請受付及びその後の公認登記所への送付の管理。
- －会議の開催を目的としナバラ公立大学から資金提供を受ける援助の管理。
- －募集要項を普及させ、博士論文及び研究プロジェクトを実行するためナバラ州政府援助を得ることに関心のある研究者からの申請を受け付けるのに必要な手続きの管理。
- －研究プロジェクトを対象とする援助を行う外部機関の募集に研究グループが参加することを目的とした必要な手続きの実施。
- －各研究グループの研究活動を評価するための評価標準表を含めた研究グループのカタログの作成。
- －ナバラ公立大学の奨学研究者の経歴を明確にする資料の収集。
- －ナバラ公立大学が研究を推し進めるための様々な援助に関する募集要綱及びその管理。
- －科学技術省が推進する様々なプログラムの募集の枠内におけるナバラ公立大学の参加の管理。

- －研究報告書の作成。
- －研究活動に資金提供する公共・民間募集に関心のあるすべての部門への連絡。
- －研究委員会の会議開催に関して必要な手続きの管理。
- －ナバラ公立大学で活動中の研究グループに関する資料の収集。
- －下請研究の管理。
- －大学起業プロジェクトの支援に必要なインフラの組織管理。
- －EUの研究・教育枠組みプログラムの範囲内におけるプロジェクトへの参加申請のコンサルティング及び支援。

**記述作成者：**スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記：**研究管理の機能に関して

車両運転手の資格付与の活動は、陸路における人、車両及び動物の通行の管理・調整に関する国家システムを組み込んでいる。このシステムは、連邦法によって標準化され、州・市町村の法令によって補完される。このシステムの実行は、国家交通局（DENATRAN）及び州交通局長の責務である。

車両運転手の資格付与は、国家運転免許証を発行することで正式に行われる。国家運転免許証（CNH）は、最初の資格付与及び資格更新のどちらにおいても、ブラジル国民及びブラジルに定期的に滞在する有資格又は無資格の外国人を対象とする。

初めて資格付与を受けるため、法律で定められた条件を満たす希望者は、交通法規に関する学科試験、健康診断・適性検査、及び希望する運転区分（自動二輪車又は自動三輪車、乗用自動四輪車、貨物の輸送車両及び／又は旅客輸送車両の運転）に基づく車両の実技試験を受ける。

最初の資格付与希望者の教育（学科試験と実技試験の準備）は、リオデジャネイロ州交通局長の認定・監査を受けた運転手教育施設で行われる。

健康診断・適性検査は、リオデジャネイロ州交通局長の認定・監査を受けた診療所で行われる。

交通法規に関する学科試験は、資格付与施設で行われ、コンピュータ処理される。

資格の更新では、学科試験及び健康診断・適性検査だけ受ければよい。

この機能に関する国際条約の署名国であれば、その母国で資格付与されたブラジル在住の外国人又は永住ビザを所持する外国人も資格更新の対象となる。この場合、運転手の資格付与は、「外国人用国家運転免許証」又は「外国人用運転一時許可」を発行することで正式に行われる。

運転資格を初めて取得すると、運転手は永久識別番号が付与され、全国運転手台帳に登録される。

**記述作成者：**ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

**注記：**車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

### 5.2.3 履歴

目的：

機能の簡潔な履歴を提供する。

規則：

機能の遂行の履歴を説明的形式又は時系列で記録すること。これには、機能が、どのように、なぜ遂行されたかに関する情報、機能を遂行する上で公務員、部署、組織、その他の実体が担った役割・機能が時と共にどのように変化してきたかに関する情報を含む。可能な場合は、記述の必要不可欠な要素として年月日を提供すること。

例：

学生は、トリニティ・カレッジに入学する前に各種の証明書を提出しなければならなかった。この証明書類には、卒業証書、学位証明書又は授業出席証明書、教区の試験に合格したことを示すその教区の成績証明書、出席した集会の牧師による人物証明書、そして1901年まではカレッジの入学試験に合格したことを示す試験委員による証明書を含んだ。入学する前に、学生は入学試験も受けなければならなかった。1857年11月の評議会の決議によって、図書館長が入学試験の手続きを取り扱うこととなった。学生の詳細事項が、入学試験の記録と図書館の利用者登録簿両方の役目を果たす登録簿に記録された。また、学生は当初10シリングに設定された既定の受験料を会計官に支払わなければならなかった。学生は希望の課程の年ごとに入学試験を受ける必要があった。入学試験後に、評議会の事務官が各種の証明書を審査し、恐らく入学試験台帳の情報を用いて、次の学期のために試験を受け入学したすべての学生の名簿を作成した。学生は学習の年ごとにグループ分けされ、獲得した奨学金の額も記録された。このリストは、評議会に提出され、10月から12月にかけて議事録に記録された。1935年のトリニティ・カレッジとグラスゴー大学神学部の統合によって、これ以降、カレッジのすべての学生はグラスゴー大学で入学試験を受けた。

**記述作成者：**英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記：**「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

失業最低賃金（RMI）は「社会保障最低賃金」の呼びかけにより1968年ブザンソンで設立された。地方主導により、資金の地方補完、数年にわたる経験を元にレンヌで行われたように原則をテストした。この経験は以下の法整備に大きく貢献した。失業最低賃金（RMI）を創設する1988年12月1日の法律88-1088号は1988年12月15日から施行された。

**記述作成者：**フランス、フランス公文書管理局

**注記：**「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

スペインの大学における研究は、19世紀に欧米で広がったフンボルトモデルとは対照的に、比較的最近の活動である。欧米の国々では、大学は、教育と研究の組合せへ向かって進化し、時間と共に、ひとつの学問分野に関する中枢学科における集団組織モデルが確立された。スペインでは、研究の直接的な実行は、フランコ時代に様々な省庁によって設立された各省庁の附属研究施設を通じて始まった。その時代、スペインの大学モデルは、教育を専門とするものであった。このように、研究プラス教育を目的として非常に限られた財源が割り当てられていたが、大学における研究機能は、1960年代終わりに最初の研究グループが創設されるまで開始されなかった。

1983年の大学改革法（LRU）及び1986年の科学技術研究奨励調整一般法—科学法として知られる法律—が承認されると展望は変わった。これらの法律は、モデルの変容を伴い、その中で、社会に対するサービス及び研究は、技術移転を介して、教育を通じての人間形成の伝統に付加された重要な価値を持つようになった。

このように、大学改革法は、教育施設及び研究施設としての大学の二面性を定め、研究を、学科で組織され、研究品質標準で規制される大学人の基本活動として認識するものであった。

また、大学改革法は、民間部門との契約又は協力による研究プラス教育の実現へ向けての奨励措置を導入し、行政機関からの資金提供の補完策として産業部門とのつながりを確立させた。

2001年に大学基本法（LOU）が公布されたことで、研究プラス教育におけるスペインの努力の非常に大きな部分が大学機関の枠内で展開され、スペインの研究者の大部分が大学で活動し、また、大学教授が報酬増額を通じて奨励された研究に労働時間の大部分を割くまでになった。

現在の見方では、研究は、教育基盤として活動する大学機関にとって特徴的かつ不可欠な機能になっている。大学基本法は、特に、大学教授の権利・義務と考えられ、個人、研究グループ、学科及び研究機関で展開される研究の自由—科学・技術・芸術研究及び基礎・応用研究を展開するための本当の原動力—を認知し、保証している。

最後に、研究は、知識の進歩と伝達、市民生活の質の改善及び企業の競争力の向上に対する寄与を追求するものである。

**記述作成者：**スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記：**研究管理の機能に関して

リオデジャネイロ市における最初の車両運転許可は、1853年に設立された市警察本

部に属する車両監督局から発行された。

これらの許可は、個人車両及び公共輸送車両の運転手に資格を付与し、これによって市の車両通行に関する市条例の遵守を当局が確認できるようになった。

1907年から運転手資格の行政手続きは、プロの運転手と一般の運転手を区別するようになった。そして、1913年に自動車の運転手に対する最初の運転免許証が発行された。

1941年に最初の全国交通法が定められ、同法がその後1966年に第2の交通法に置き換えられると、車両運転手の資格付与は、連邦行政機関によって標準化・管理され、また権限が付託されたことで州の実施機関、つまり州交通局によって実施されるようになった。

1967年には、国家交通評議会、州交通評議会、連邦交通実行機関、州、連邦区と市町村、州と連邦区の軍警察、連邦高速道路警察、及び資源・インフラ管理評議会が構成される全国交通システムが構築された。

1967年のRENACH（全国運転免許登記所）の創設に伴って、連邦機関内に全国有資格運転手台帳が設置された。

1997年には現在の全国交通法が制定され、この法律でも運転免許に関する規定が定められている。

**記述作成者：**ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

**注記：**車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

## 5.2.4 法律

目的：

機能の法的根拠を特定する。

規則：

機能を作成、修正又は制限するすべての法律、命令、憲章を記録すること。

例：

1856年の株式会社法、1862年の会社法、1900年の会社法、1907年の会社法、1908年の会社（合併）法、1928年の会社法、1929年の会社法、1947年の会社法

**記述作成者：**英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記：**フレーザー・サンズ株式会社の団体管理の活動に関して

2003年12月18日の法律は失業最低賃金（RMI）の管理方式を修正した。この法により、とりわけ体制の方針決定の責任が県会に移された。

**記述作成者：**フランス、フランス公文書管理局

**注記：**「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

1983年8月25日の大学改革基本法。

科学・技術研究の全般的な促進・調整に関する1986年4月14日の法律13号。

2001年12月21日の大学基本法（2001年法律第6号）。

ナバラ公立大学の定款を承認する1995年3月13日の地方特別法68号。

ナバラ公立大学の定款を承認する2003年5月12日の地方特別法110号。

**記述作成者：**スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記：**研究管理の機能に関して

現行法令：

－ブラジル。1997年9月23日の法律9503号。ブラジル交通法を定める。

－国家交通評議会（ブラジル）。2007年9月6日の決定249号。国家運転免許証（CNH）の付与・更新処理における指紋収集保存手順を定める。

－国家交通評議会（ブラジル）。2006年5月26日の決定193号。外国人の免許取得希望者又は運転手に関する規則を定める。

－国家交通評議会（ブラジル）。2006年4月5日の決定192号。新レイアウト及び安全要件を備えた運転免許証の単一文書の発行に関する規則を定める。

－国家交通評議会（ブラジル）。2005年7月7日の決定176号。国家運転免許証（CNH）、原動機付き自転車の運転許可証（ACC）及び運転許諾証の発行に関する規則を定める。

－国家交通評議会（ブラジル）。2005年3月17日の決定169号。2004年の決定168号を修正する。

－国家交通評議会（ブラジル）。2004年12月14日の決定168号。自動車・電気自動車の運転手教育、試験の実施、免許証の発行、及び再訓練の専門教育講座に関する規定・手順等を定める。

－国家交通評議会（ブラジル）。2004年9月15日の決定166号。国家交通政策の方向性を承認する。

－国家交通評議会（ブラジル）。2001年2月14日の決定121号。交通執行機関の権限配分一覧を制定した1998年の国家交通評議会の決定66号の付録を修正する。

- －国家交通評議会（ブラジル）。1999年5月4日の決定89号。車両運転手の教育サービス及び資格付与プロセスの認定に関する規則を定めた1998年の決定74号を修正する。
- －国家交通評議会（ブラジル）。1998年11月19日の決定80号。身体・精神適性試験及び心理評価試験に関する規定を定める。
- －国家交通評議会（ブラジル）。1998年11月19日の決定74号。車両運転手の教育サービス及び資格付与プロセスの認定に関する規則を定める。
- －国家交通評議会（ブラジル）。1998年9月23日の決定66号。交通執行機関の権限配分一覧を制定する。
- －国家交通評議会（ブラジル）。1998年5月21日の決定51号。身体・精神適性試験及び心理評価試験に関する規定を定める。
- －国家交通評議会（ブラジル）。1998年5月21日の決定30号。日常的な交通安全運動に関する規則を定める。
- －国家交通評議会（ブラジル）。1998年2月17日の決定21号。車両運転手の資料作成を目的とする書式の管理、保管及び検査に関する規則を定める。
- －リオデジャネイロ。1975年3月25日の政令46号。リオデジャネイロ州交通行政の業務に関する規則を定め、リオデジャネイロ州交通局の設立を許可する。

過去の法令：

- －ブラジル。1968年1月16日の指令62127号。全国交通法実施規則を承認する。
- －ブラジル。1967年2月26日の政令237号。全国交通法を修正する。
- －ブラジル。1966年9月21日の法律5108号。全国交通法を制定する。

**記述作成者：**ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

**注記：**車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

## 5.3 関係の領域

### 5.3.1 名称の典拠形／関連機能の識別子

目的：

名称の典拠形及び関連機能のあらゆる一意識別子を示す。

規則：

名称の典拠形及び関連機能のあらゆる一意識別子を記録すること。

### 5.3.2 種別

目的：

その関係が機能又は機能の下位区分の一つと共に設定されているかどうかを示す。

規則：

その関係が、国内の又は国際的な専門用語集に従って、機能又は機能の下位区分の一つと共に設定されているかを特定すること。

### 5.3.3 関係の区分

目的：

機能と関連機能との間に存在する関係の一般区分を特定する。

規則：

その関係に該当する一般区分を記録すること。国内の規則及び／又は慣行、あるいは以下の三つの区分のいずれかによって規定される一般区分を使用すること。

- 階層的（例：機能／活動、活動／機能）

階層的關係は、機能と従属的機能、ビジネスプロセス、活動、職務、事務処理といった機能の下位区分との間にある関係である。

- 時間的（先後あるいはその反対）

時間的關係は、ある機能が他の機能の後に続くことである。ある機能は順々に他の機能によって受け継がれる。

- 連想的

連想的關係は、上記のいずれによっても対象とされない関係の一般区分である。

関係を記述するために用いられる類型を本規則及び／又は慣行要素（5.4.3）に記録すること。

### 5.3.4 関係の記述

目的：

関係の性質に関する特定の記述を示す。

規則：

機能と関連機能との間にある関係の性質についての正確な記述を記録すること。

### 5.3.5 関係の年月日

目的：

機能と関連機能の関係の持続期間の年月日を示す。

規則：

関係するのであれば、関係が開始及び／又は終了した年月日を記録すること。使用されたすべての年月日記入システム、例えばISO8601を本規則及び／又は慣行の要素(5.4.3)において特定すること。

例：

関係1	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生管理 (C0507-F003)
5.3.2 種別	機能
5.3.3 関係の区分	階層的
5.3.4 関係の記述	学生の登録は、学生管理機能を果たすために行われる活動の一つであった。
5.3.5 関係の年月日	1857年～1935年
関係2	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	学生の登録、グラスゴー大学 (C0740-F003-008)
5.3.2 種別	活動
5.3.3 関係の区分	時間的
5.3.4 関係の記述	1935年のトリニティ・カレッジとグラスゴー大学神学部の統合以降は、カレッジのすべての学生はグラスゴー大学で入学試験を受けた。
5.3.5 関係の年月日	1935年

**記述作成者：**英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記：**「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	社会扶助
5.3.2 種別	活動
5.3.3 関係の区分	階層的
5.3.4 関係の記述	再就職促進最低所得保障手当の管理は「社会扶助」機能の構成要素の一つである。
5.3.5 関係の年月日	

**記述作成者：**フランス、フランス公文書管理局

**注記：**「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

関係1	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	研究の組織化 ES UPNA L101
5.3.2 種別	下位機能
5.3.3 関係の区分	階層的
5.3.4 関係の記述	研究の組織化は、研究管理機能の下位機能である。
5.3.5 関係の年月日	1987年～
関係2	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	研究資金の調達 ES UPNA L105
5.3.2 種別	下位機能
5.3.3 関係の区分	階層的
5.3.4 関係の記述	研究資金の調達は、研究管理機能の下位機能である。
5.3.5 関係の年月日	1987年～
関係3	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	研究支援 ES UPNA L114
5.3.2 種別	下位機能
5.3.3 関係の区分	階層的
5.3.4 関係の記述	研究支援は、研究管理機能の下位機能である。
5.3.5 関係の年月日	1987年～
関係4	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	研究成果の普及 ES UPNA L115
5.3.2 種別	下位機能
5.3.3 関係の区分	階層的
5.3.4 関係の記述	研究成果の普及は、研究管理機能の下位機能である。
5.3.5 関係の年月日	1987年～
関係5	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	研究の評価 ES UPNA L116
5.3.2 種別	下位機能
5.3.3 関係の区分	階層的
5.3.4 関係の記述	研究の評価は、研究管理機能の下位機能である。
5.3.5 関係の年月日	1987年～

**記述作成者：**スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記：**研究管理の機能に関して

関係1	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	交通教育 (BR.Detran-RJ/4.2.7)
5.3.2 種別	機能
5.3.3 関係の区分	連想的
5.3.4 関係の記述	交通教育は、二つの形式で運転手資格付与と関係する。第1に、交通規則の無視から発生する交通事故の予防を目的とする車両運転

	手向けの教育運動を練り上げ、普及させるからである。第2に、資格希望者の訓練に責任を持つ運転手教育施設の指導員及び運転の実技試験の実施に責任を持つ試験員の教育・再教育の責任があるからである。
5.3.5 関係の年月日	1966年～
関係2	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	交通違反に関する行政手段の判断 (BR.Detran-RJ/4.2.4.2)
5.3.2 種別	機能
5.3.3 関係の区分	連想的
5.3.4 関係の記述	交通違反、つまりブラジル交通法に対する違反の発生に関する適切な通知を受けた有資格の車両運転手は、その書類作成機関に対して異議申し立てを行うことができる。異議申立が受け入れられた場合は、違反取消となる。異議申立が受け入れられない場合は、書面での警告、罰金、運転免許の停止、国家運転免許証の取消及び再訓練講座への強制的な出席が罰則として運転手に適用されることになる。
5.3.5 関係の年月日	1966年～

**記述作成者：**ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

**注記：**車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

## 5.4 統制領域

### 5.4.1 機能記述識別子

目的：

使用されるコンテキスト内で機能の記述を一意的に特定する。

規則：

地域及び／又は国内の慣行に従って一意的記述識別子を記録すること。記述が国際的に使用される場合は、その記述がISO3166：国名表示に関するコードの最新版に従って作成された国別コードを記録すること。記述作成者が国際組織である場合は、国別コードの代わりにその組織の識別子を用いること。

例：

C0507-F003-008

**記述作成者：**英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記：**「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

FR/DAF/0000000020

**記述作成者：**フランス、フランス公文書管理局

**注記：**「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

ES UPNA L100

**記述作成者：**スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記：**研究管理の機能に関して

**BR.Detran-RJ/4.2.1**

**記述作成者：**ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

**注記：**車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

#### 国別コードの例（ISO3166より）

AU	オーストラリア
CA	カナダ
ES	スペイン
FR	フランス
GB	英国
ME	モンテネグロ
MY	マレーシア
SE	スウェーデン
US	米国

#### 5.4.2 機関の識別子

目的：

記述に対して責任を有する機関を特定する。

規則：

記述の作成、修正又は流布に対して責任を有する機関の名称の典拠形をすべて記録すること。または、他の方法として、通用している機関コードを記録すること。

例：

**FR/DAF**

フランス公文書管理局

**BR/Detran-RJ**

リオデジャネイロ州交通局

#### 5.4.3 利用された規則及び／又は慣行

目的：

記述の作成に適用された国内の又は国際的な慣行あるいは規則を特定する。

規則：

適用された慣行や規則の名称、また有用であれば、それらの版又は出版年月日を記録すること。

例：

ISDF –機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年

**記述作成者：**英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記：**「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

ISDF—機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年

**記述作成者：**フランス、フランス公文書管理局

**注記：**「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

ISDF—機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年

ISO 8601 – データ要素及び交換書式—情報交換—日付及び時間の表現、第3版、ジュネーブ：国際標準化機構、2004年。

ナバラ公立大学の文書分類表（ナバラ公立大学総合文書館のウェブサイト）：

（<http://www.unavarra.es/servicio/pdf/Codificacionclasificacion05.pdf>）（2008年1月8日参照）

**記述作成者：**スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記：**研究管理の機能に関して

国際公文書館会議。ISDF：機能の記述に関する国際標準。リオデジャネイロ：国立公文書館、2008年。78ページ。

リオデジャネイロ州交通局の目標活動に関する文書の分類コード番号。2004年11月22日のリオデジャネイロ州交通局の長官指令によって更新。

**記述作成者：**ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

**注記：**車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

#### 5.4.4 状況

目的：

ユーザが記述に関する現在の状況を理解できるように記述の作成状況を示す。

規則：

記述が原案であるのか、完了、改訂、あるいは抹消されたのかを示し、現在の状況を記録すること。

例：

完了

**記述作成者：**英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記：**「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

有効

**記述作成者：**フランス、フランス公文書管理局

**注記：**「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

完了

**記述作成者：**スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記：**研究管理の機能に関して

予備

**記述作成者：**ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

*注記：車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局*

#### 5.4.5 詳細度

目的：

記述が、最低限、部分的、完全等のどの詳細度に当てはまるのかを示す。

規則：

記述が国際的及び／又は国内のガイドライン及び／又は規則に従って、最低限、部分的、完全等のどの詳細度になっているかを示す。国内のガイドラインや規則がない場合、最低限の記録とはISDF準拠記録（4.7を参照）の3つの必須要素だけから成るものであり、一方、完全な記録とは、ISDFのすべての関連する記述要素についての情報を伝えているものである。

例：

完全

*記述作成者：英国、グラスゴー大学アーカイブ部*

*注記：「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して*

完全な記述

*記述作成者：フランス、フランス公文書管理局*

*注記：「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して*

完全

*記述作成者：スペイン、ナバラ公立大学総合文書館*

*注記：研究管理の機能に関して*

完全

*記述作成者：ブラジル、リオデジャネイロ州交通局*

*注記：車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局*

#### 5.4.6 作成、改訂又は抹消の年月日

目的：

記述が作成、改訂又は抹消された年月日を示す。

規則：

記述が作成された年月日と記述に対するあらゆる改訂年月日を記録すること。

例：

2006年10月作成

2007年10月改訂

*記述作成者：英国、グラスゴー大学アーカイブ部*

*注記：「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して*

作成年月日：2007年5月11日

**記述作成者**：フランス、フランス公文書管理局  
**注記**：「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

作成年月日：2008年1月8日  
**記述作成者**：スペイン、ナバラ公立大学総合文書館  
**注記**：研究管理の機能に関して2007年3月

2007年3月  
**記述作成者**：ブラジル、リオデジャネイロ州交通局  
**注記**：車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

#### 5.4.7 言語及び文字体系

**目的**：  
機能を記述する言語及び／又は文字体系を示す。

**規則**：  
記述の言語及び／又は文字体系を記録すること。

**例**：  
英語：eng  
**記述作成者**：英国、グラスゴー大学アーカイブ部  
**注記**：「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

フランス語：fre  
**記述作成者**：フランス、フランス公文書管理局  
**注記**：「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

ラテン文字のスペイン語  
**記述作成者**：スペイン、ナバラ公立大学総合文書館  
**注記**：研究管理の機能に関して

ポルトガル語  
**記述作成者**：ブラジル、リオデジャネイロ州交通局  
**注記**：車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

#### 5.4.8 情報源

**目的**：  
機能を記述する際に参照した情報源を示す。

**規則**：  
機能記述を行う際に参照した情報源を記録すること。

**例**：  
スコットランド自由教会の大学年間予定表

スコットランド合同自由教会の大学年間予定表

スコットランド教会の大学年間予定表

**記述作成者**：英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記**：「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

フランス公衆生活サイト ([www.vie-publique.fr/](http://www.vie-publique.fr/)) 2007年3月参照

**記述作成者**：フランス、フランス公文書管理局

**注記**：「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

ブリコール、ジョセフ。大学報告書2000年。バルセロナ：スペイン、2000年3月。（スペイン大学総長会議のウェブサイト：<http://www.crue.org/informeuniv2000.htm>）

（2008年1月8日参照）

サンス・メネンデス、ルイス。スペインの大学における研究：特に社会科学及び経済学に関する研究への競争力のための融資。

マドリード：研究高等会議、比較政策課、イノベーション・技術・訓練・教育に係る政策（SPRITTE）に関する研究グループ、2003年7月。（高等科学研究センターのウェブサイト：

<http://www.iesam.csic.es/doctrab2/dt-0306.pdf>）（2008年1月8日参照）

行政手続きマニュアル。パンプロナ、ナバラ公立大学、2003年。

（ナバラ公立大学総合文書館のウェブサイト：

[http://www.unavarra.es/servicio/archivo\\_proadmon.htm](http://www.unavarra.es/servicio/archivo_proadmon.htm)）（2008年1月8日参照）

**記述作成者**：スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記**：研究管理の機能に関して

カルヴァリオ、アウレリア・マリア・ピニエイラ・デ；メンドンサ、レイラ・ロボ・デ（編）。リオの信号：州交通局及びその前身機関の軌跡。リオデジャネイロ：リオデジャネイロ州交通局、2004年。リオデジャネイロ州交通局のポータル

<http://www.detran.rj.gov.br> 国家交通評議会のサイト

<http://www.denatran.gov.br/contran.html> 国家交通局のサイト

<http://www.denatran.gov.br>

**記述作成者**：リオデジャネイロ州交通局

**注記**：車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

#### 5.4.9 記述管理上の注記

目的：

記述の作成及び変更を文書化する。

規則：

記述の作成及び管理に関連する注記を記録すること。

例：

グラスゴー大学アーカイブ部のヴィクトリア・ピーターズによって作成及び改訂された記述

**注記：**「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

クレール・スピーユ（フランス公文書管理局）により作成された解説

**注記：**「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

ホアキム・ランソ・サンファンによって作成された記述（ナバラ公立大学総合文書館）。

**注記：**研究管理の機能に関して

マリリア・カブラル・ハビエルとジェシカ・モウラ・ディアス・カンポスによって作成された記述－リオデジャネイロ州交通局文書センター

**注記：**車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

## 6. 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能への関連付け

団体に関する機能を理解することは、出所を完全に理解するために極めて重要である。記録は機能と基本的な関係を有する。記録は機能の実現の直接的な結果である。しかも、団体の管理体制や組織構造が変化するように、記録と団体との関係は時と共に変化する一方で、記録と機能との間の関係は一定であり続ける。そのため、記録作成者及び記録の記述に加え、機能の記述を含むアーカイブズ記述システムは、出所に関するより豊かな情報を提供する。

機能の記述を役立てるためには、団体と記録の記述を機能の記述に関連付ける必要がある。機能の記述はその他の情報源にも関連付けることができる。関連付けが行われるときには、機能と機能に関連付けられる情報源との間における関係の性質を記述することが重要である。このセクションでは、アーカイブズ記述システムのコンテキストにおいて、そのような関連付けがどのように行われるかに関する指針を提供する。団体、記録、その他の情報源の記述に対してリンクを作成する際に以下の3つの要素を用いなければならない。この3つの要素は、そのようなリンクを作成する際に何度でも繰り返し使うことができる。機能と団体及び記録との間に成り立ち得る関係についての図は付録Aを参照のこと。

### 6.1 関連情報源の識別子と名称／タイトルの典拠形

目的：

関連情報源を一意的に識別し、関連情報源の記述に対する機能記述の関連付けを可能にする。

規則：

一意識別子／参照コードと関連情報源のタイトルを記録すること。

### 6.2 関係の性質

目的：

機能と関連情報源との間の関係の性質を特定する。

規則：

機能と関連情報源との間の関係の性質を記述すること。

団体との関係に関しては、団体が機能をどのように遂行するかに関する情報を記録する

こと。例えば、完全に、部分的に、法律に従って、命令に従って。

### 6.3 関係の年月日

目的：

機能と関連情報源との間の関係が持続する期間の年月日を示す。

規則：

関連するのであれば、関係の開始日及び終了日を記録すること。

例：

関係1		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	トリニティ・カレッジ、グラスゴー
	識別子	C0507
6.2 関係の性質		その活動を行う団体。
6.3 関係の年月日		1857年～1935年
関係2		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	トリニティ・カレッジ、グラスゴー   図書館長
	識別子	C2581
6.2 関係の性質		その活動を行う団体。 図書館長が学生の登録を扱う責任を有した。
6.3 関係の年月日		1857年～1935年
関係3		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	トリニティ・カレッジ、グラスゴー   会計官
	識別子	C2582
6.2 関係の性質		その活動を行う団体。 会計官が受験料を受領する責任を有した。
6.3 関係の年月日		1857年～1935年
関係4		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	トリニティ・カレッジ、グラスゴー   評議会事務官
	識別子	C2583
6.2 関係の性質		その活動を行う団体。 評議会事務官が、入学試験を受け入学したすべての学生の名簿 を次の学期のために作成する担当者であった。
6.3 関係の年月日		1857年～1935年
関係5		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	評議会の議事録
	識別子	GB 0248 DC 84/1/1

6.2 関係の性質		その活動に関連する記録。 議事録は1860年から1901年に入学試験を受けたすべての学生の年間リストを含む。1902年以降は統計概要だけが含まれる。
6.3 関係の年月日		1857年～1907年
関係6		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	巻物状の評議会議事録あるいは下書き
	識別子	GB 0248 DC 84/1/2/1-3
6.2 関係の性質		その活動に関する記録 巻物状の議事録は、入学試験を受けた学生の年次統計概要を含むこともある。
6.3 関係の年月日		1857年～1935年
関係7		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	図書館/入学試験台帳
	識別子	
6.2 関係の性質		その活動を通して作成された記録。 入学を認められるすべての学生の詳細事項を記録した台帳
6.3 関係の年月日		1858年～1935年

**記述作成者：**英国、グラスゴー大学アーカイブ部

**注記：**「グラスゴー、トリニティ・カレッジの学生登録」の活動に関して

関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	県議会
6.2 関係の性質		2004年1月1日以降、国家は再就職、失業最低賃金、そして新たな体制として最低賃金（RMA）活動の完全な管理を県に委託した。県は地方で唯一の窓口となる。（RMI、高齢者、身体障害者、幼児の保護）
6.3 関係の年月日		2004年～
関係2		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	家族手当金庫
6.2 関係の性質		家族手当金庫又は農業社会共済組合金庫が、県議会議長の社会保障給付を受ける権利の開始承認後、再就職促進最低所得保障（RMI）を支払う。
6.3 関係の年月日		
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	農業社会共済組合金庫
6.2 関係の性質		家族手当金庫又は農業社会共済組合金庫が、県議会議長の社会保障給付を受ける権利の開始承認後、再就職促進最低所得保障（RMI）を支払う。
6.3 関係の年月日		
関係4		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトル	ブーシュローヌ県議会の支払い（保険社会活動のサービス）
	識別子	FRAD013/1955 W
6.2 関係の性質		
6.3 関係の年月日		

**記述作成者：**フランス、フランス公文書管理局

**注記：**「再就職促進最低所得保障の管理」の活動に関して

関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学
	識別子	ES UPNA 00.00
6.2 関係の性質		機能を展開する機関
6.3 関係の年月日		1987年～
関係2		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学。研究担当副学長室
	識別子	ES UPNA 30.00
6.2 関係の性質		機能の展開に関与するナバラ公立大学の機関 <sup>1</sup>

6.3 関係の年月日		1987年～
関係3		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学。研究局
	識別子	ES UPNA 11.06
6.2 関係の性質		機能の展開に関与するナバラ公立大学の部署 <sup>2</sup>
6.3 関係の年月日		1987年～
関係4		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学。研究成果移転事務室
	識別子	ES UPNA 32.00
6.2 関係の性質		機能の展開に関与するナバラ公立大学の部署 <sup>3</sup>
6.3 関係の年月日		1987年～
関係5		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学。研究支援局
	識別子	ES UPNA 31.01
6.2 関係の性質		機能の展開に関与するナバラ公立大学の部署 <sup>4</sup>
6.3 関係の年月日		1987年～
関係6		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学。大学図書館
	識別子	ES UPNA 61.00
6.2 関係の性質		機能の展開に関与するナバラ公立大学の部署 <sup>5</sup>
6.3 関係の年月日		1987年～
関係7		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学。農生物学研究所
	識別子	ES UPNA 31.02
6.2 関係の性質		機能の展開に関与するナバラ公立大学の施設 <sup>6</sup>
6.3 関係の年月日		1999年～
関係8		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学。研究委員会
	識別子	ES UPNA CI
6.2 関係の性質		機能の展開に関与するナバラ公立大学の機関 <sup>7</sup>
6.3 関係の年月日		1987年～
関係9		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学。博士課程委員会
	識別子	ES UPNA CD
6.2 関係の性質		機能の展開に関与するナバラ公立大学の機関 <sup>8</sup>
6.3 関係の年月日		1987年～
関係10		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	ナバラ公立大学。倫理・動物実験・生物安全委員会
	識別子	ES UPNA CEt

6.2 関係の性質		機能の展開に関与するナバラ公立大学の機関 <sup>9</sup>
6.3 関係の年月日		2004年～

**記述作成者：**スペイン、ナバラ公立大学総合文書館

**注記：**研究管理の機能に関して

1

研究担当副学長室は、ナバラ公立大学内で行われる研究と博士課程に関連する様々な活動のほか、奨学金の募集、普及、手続き、さらに研究に関する援助、賞金、及びプロジェクトを担当する。この副学長室には、研究局、研究成果移転事務室（ナバラOTRI）、研究支援局（SAI）、図書館、農生物学研究所、研究委員会、博士課程委員会及び倫理・動物実験・生物安全委員会が直属している。

2

研究局は管理部署であり、研究担当副学長室に属し、研究グループの名簿とカタログ、活動中の研究グループに関するデータ、及び養成している研究員（奨学生と外国人）の活動を管理する。さらに、研究、知識の移転、及び普及のプロジェクトに関するプロセスのほか、国内外の研究活動に関する募集及び公共・民間融資を管理する。

3

研究成果移転事務室は、研究担当副学長室に属する部署であり、その目的は、大学の研究者と企業・団体との関係を推進・管理し、大学の科学・技術的なオファーの生産部門への移転を促進させることである。基本的には、企業との研究契約、特許、欧州の研究+発見プロジェクト及び技術需給の探知を内容とする。

4

研究支援局は、研究担当副学長室に含まれる部署であり、ナバラ公立大学の研究グループ及び公共・民間の関連企業に対する試験技術サービスの提供をその目的としている。

5

大学図書館は研究担当副学長室に属する部署であり、知識の発生・伝達に必要な情報源の提供機関として機能している。

6

農生物学研究所は、研究担当副学長室に属する研究施設であり、生理学、生化学及び植物分子生物学の分野で研究を行っている。

7

研究委員会は、ナバラ公立大学の定款に定められた機関であり、その機能は、a) 政府委員会に対して研究予算の配分に関する提案を行い、b) 研究支援に関する大学インフラの調達・利用を計画し、c) 募集要綱を提出し、奨学金及び研究援助に関する判定を行い、d) 大学の研究活動に関する年次報告書を作成し、e) 協力契約を結ぶ、あるいは資金の提供を目的として、公共・民間機関が大学の研究活動に関する側面を把握できるような研究を申請し、実施し、普及させ、f) 研究実施に関する計画作成、調整、優遇措置の提案、及び管理について政府委員会、大学の学科及び研究所に対してコンサルティングを行うことである。

8

博士課程委員会は、ナバラ公立大学の定款に定められた機関であり、博士課程プログラム及び博士論文の作成に影響を及ぼす問題について権限を有する。

## 9

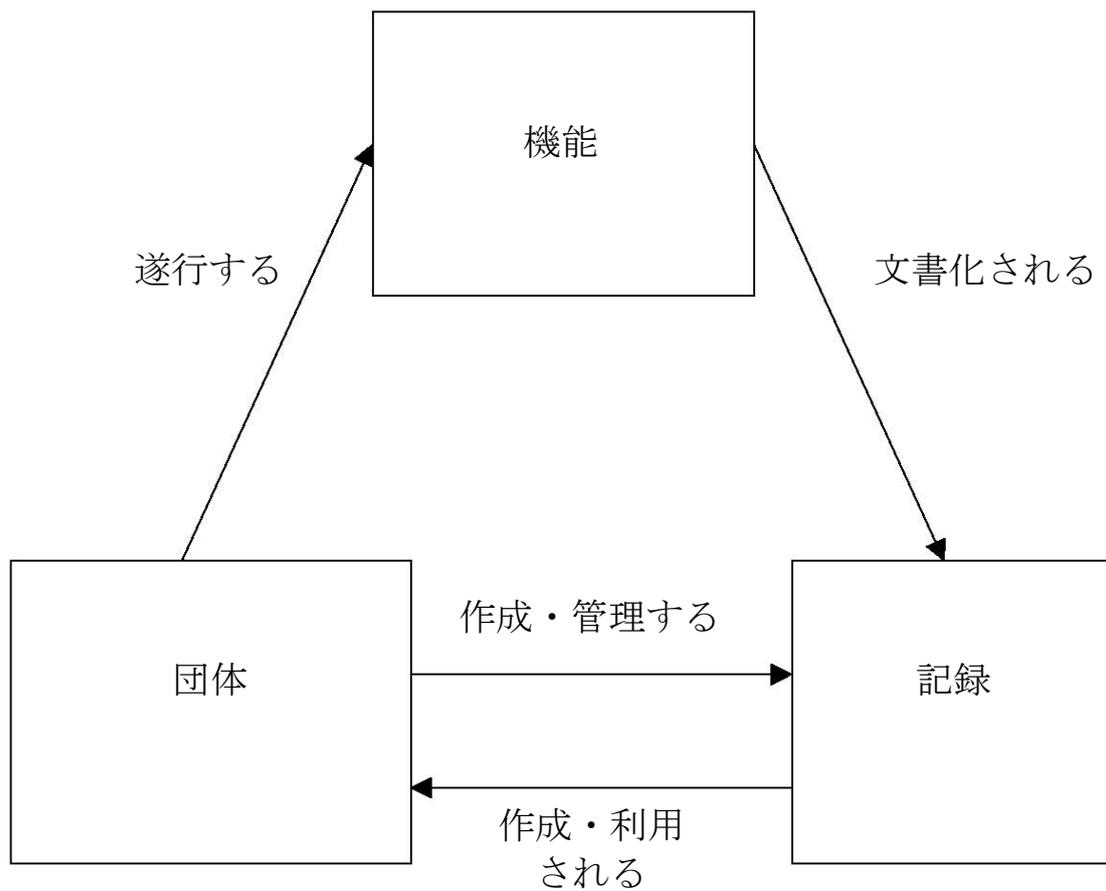
倫理・動物実験・生物安全委員会は以下の機能を有している。a) ヒトにおける研究、個人データ又はヒト起源のバイオサンプルの利用、動物実験、又は生物学的因子あるいは遺伝子組み換え生物の使用を含めた研究プロジェクト・作業に関して報告を行う、b) 基本的人権、動物の幸福、環境保護につながる利益に直接影響を及ぼし得る研究プロジェクトの評価を行う、c) 研究・実験のグッドプラクティスの遵守に留意する、d) 研究及び教育が発生させ得る前記項目に関連する問題について大学の管理部門に報告を行う、e) 一般的な利害のある生命倫理の問題に関して大学コミュニティの中での議論を促す、f) 科学の進歩とその応用の倫理的な帰結を世論において広め、その到達範囲と考えられる結果を理解するために必要な情報を提供する。

関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	国家交通局（ブラジル）－ DENATRAN
6.2 関係の性質		国家交通局は、連邦政府の交通に関する最大の執行機関である。
6.3 関係の年月日		1967年～
関係2		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	国家交通評議会（ブラジル）－ CONTRAN
6.2 関係の性質		国家交通評議会は、国家交通システムの調整機関であり、最大の規範・諮問機関である。
6.3 関係の年月日		1967年～
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	車両運転実技試験の記録
	識別子	BR.Detran-RJ/4.2.1.9
6.2 関係の性質		シリーズ「運転手資格付与」には、車両運転試験の結果記録が記載され、車両運転実技試験における受験者の合格・不合格が記されている。
6.3 関係の年月日		1954年～2007年
関係4		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトル	個人記録カードの記録簿
	識別子	BR.Detran-RJ/ 4.2.1.8
6.2 関係の性質		資格試験に合格した運転手に付与された記録カードの記録簿を含む。
6.3 関係の年月日		1981年～1992年

**記述作成者：**記述作成者：ブラジル、リオデジャネイロ州交通局

**注記：**車両運転手の資格付与の機能に関して。リオデジャネイロ州交通局

付録A：団体及びアーカイブ資源と機能の関係を表した図



## 付録B：完全事例

提供事例は、例証的であり規範的ではない。事例は、規則の実行可能な適用あるいは解釈を明らかにするものである。事例及びそれらがここで示されている形式を指示として受け取ってはならない。本標準の規則は、機能の記述へのデータのインプットを特定するものであり、規則に従って正しいとされ得るあらゆる実行可能なアプローチが存在する情報のためのアウトプットあるいは表示フォーマットを特定するものではない。

ISDFに準拠した記述の完全事例の追加分は、ICAのウェブサイト[www.ica.org](http://www.ica.org)を参照してほしい。

## 事例1－活動の記述

記述言語：英語（英国）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		活動
5.1.2 名称の典拠形		同窓生の連絡管理、グラスゴー大学
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		
5.1.5 分類		
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1868年～
5.2.2 記述		グラスゴー大学の同窓生との連絡管理
5.2.3 履歴		<p>グラスゴー大学総務会の会員がそのすべての卒業生を含むようになるまで拡大した1868年から、総務会は同窓生との連絡を扱い、それには同窓生による学長選挙の投票も含まれた。1990年には、発展キャンペーン事務室が、新たに始まった大学の発展キャンペーンの調整をし、資金調達について同窓生と連絡をとる目的で設立された。1998年頃には、発展・同窓生事務室が、これら二つの機能を果たすために設立された。この発展・同窓生事務室では、同窓生関連担当者が同窓生からの又は同窓生に関する質問を取り扱い、大学と同窓生間の良好な関係を維持する責任を負った。また、発展キャンペーン担当者は、同窓生との関係をはぐくみ、大学のために資金を調達する責任を負った。1948年には、グラスゴー大学校友会が大学と卒業生との関係を継続的により緊密にするために設立された。校友会は、回顧録、歴史、死亡記事、教育やその他の話題に関する記事が掲載される「College Courant」誌を発行し、同誌は卒業生同士の主要な連絡手段となった。グラスゴー大学校友会は1985年に廃止されたが、大学は、卒業生のための雑誌を継続して発行することを認めた。そこで、大学は、1987年から「Avenue」誌を無料で年2回、大学の卒業生と校友向けに発行した。大学は、この雑誌を通して、卒業生が参加する資格のある行事や次期総務会に関する情報を同窓生に提供し続けた。</p>

		「Avenue」誌は、編集戦略委員会の指導を受けた広報部によって制作された。
5.2.4 法律		
<b>5.3 関係の領域</b>		
関係1		
5.3.1 関連機能の識別子と名称/タイトルの典拠形		同窓生関係管理、グラスゴー大学 (C0740-F012)
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		同窓生の連絡管理は、同窓生関係管理の機能を果たすために行う活動の一つであった。
5.3.5 関係の年月日		1868年～
関係2		
5.3.1 関連機能の識別子と名称/タイトルの典拠形		同窓生データ管理、グラスゴー大学 (C0740-F012-006)
5.3.2 種別		活動
5.3.3 関係の区分		連想的
5.3.4 関係の記述		同窓生連絡管理及び同窓生データ管理は、ともに同窓生関係管理の機能を果たすために行った活動である。
5.3.5 関係の年月日		1868年～
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		C0740-F012-007
5.4.2 機関の識別子		グラスゴー大学
5.4.3 利用された規則及び／又は慣行		ISDF – 機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年
5.4.4 状況		完了
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日		2006年10月作成 2007年10月改訂
5.4.7 言語及び文字体系		英語
	ISO 639-2	eng
	ISO 15924	latn
5.4.8 情報源		グラスゴー大学役員会議事録 グラスゴー大学校友会会議事録及び年次報告書 グラスゴー大学ウェブサイト (www.gla.ac.uk)
5.4.9 記述管理上の注記		グラスゴー大学アーカイブ部のヴィクトリア・ピーターズによって作成・改訂された記述

6. 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能/活動への関連付け		
関係1		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学
	識別子	C0740
6.2 関係の性質		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1868年～
関係2		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学   総務会
	識別子	C1789
6.2 関係の性質		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1868年～
関係3		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学   発展キャンペーン事務室
	識別子	C2580
6.2 関係の性質		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1990年～1998年
関係4		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学   発展・同窓生事務室
	識別子	C1851
6.2 関係の性質		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1998年～
関係5		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学校友会
	識別子	C0549
6.2 関係の性質		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1948年～1985年
関係6		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学   広報部
	識別子	C1883
6.2 関係の性質		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1987年～
関係7		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	総務会による卒業生との連絡
	識別子	GB 0248 DC 183/6/16
6.2 関係の性質		その活動を通して作成された記録
6.3 関係の年月日		1959年～1981年
関係8		
6.1 関連情報源の	タイトル	「College Courant」

識別子と名称/タイトルの典拠形	識別子	GB 0248 DC 174/3
6.2 関係の性質		その活動を通して作成された記録 「College Courant」誌は、卒業生同士の主要な連絡手段であった。
6.3 関係の年月日		1948年～1985年
関係9		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトル	「Avenue」
	識別子	GB 0248 GUA IP 5/6
6.2 関係の性質		その活動を通して作成された記録 「Avenue」誌を通して大学は、同窓生に行事や次期総務会に関する情報を提供し続けた。
6.3 関係の年月日		1987年

### 事例2－活動の記述

記述言語：英語（英国）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		活動
5.1.2 名称の典拠形		資金調達キャンペーン管理、グラスゴー大学
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		
5.1.5 分類		
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1984年～
5.2.2 記述		グラスゴー大学の資金調達キャンペーンの計画及び実行並びに効果の審査
5.2.3 履歴		<p>グラスゴー大学は、その設立当時から同窓生と支援者からの遺贈の受益者であった。しかし、大学の意向に沿った慈善基金の運用のためにグラスゴー大学トラストを1984年に設立し、初めて資金調達に積極的な姿勢をとった。</p> <p>1990年3月、大学総長は、2001年に迎える大学創立550周年に合わせて資金を調達する大学の発展キャンペーンを始めた。このキャンペーンは、発展キャンペーン事務室によって管理された。</p> <p>1998年には、発展キャンペーン事務室に代わって発展・同窓生事務室が設立された。この新しい事務室の職務には、発展キャンペーンの管理、大学管理グループによって承認されたプロジェクトの資金調達、大学への主要な資金提供者との交渉、資金調達のための出版物の作成、同窓生と校友向けの大学の校友誌「Avenue」へのキャンペーンに関するニュースの掲載が含まれた。</p> <p>2001年の記念行事に向けた準備は、資金調達の取り組みを見直</p>

		すきっかけになり、その結果、2000年にはグラスゴー大学トラストはそのすべての資産を移行した大学総長基金に取って代わられた。大学総長基金は、トラストと同じ目的を持ち、学生に対する援助、支援に特に重点を置いているが、資金提供の手続きを簡素化した。校友や支援者がいかなる特定の目的にも特化しない寄贈を行える手段を提供した。大学総長が委員長を務める諮問委員会は、大学総長基金から資金を配分し、大学の発展と同窓生事務室がその基金を管理した。
5.2.4 法律		
<b>5.3 関係の領域</b>		
関係1		
5.3.1 関連機能の識別子と名称/タイトルの典拠形		資金調達、グラスゴー大学 (C0740-F028)
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		資金調達キャンペーン管理は、資金調達の機能を果たすために行われる活動の一つであった。
5.3.5 関係の年月日		1984年～
関係2		
5.3.1 関連機能の識別子と名称/タイトルの典拠形		財務会計、グラスゴー大学 (C0740-F028-007)
5.3.2 種別		活動
5.3.3 関係の区分		連想的
5.3.4 関係の記述		資金調達は、財務会計の活動の一部として扱われた。
5.3.5 関係の年月日		1984年～
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		C0740-F013-006
5.4.2 機関識別子		グラスゴー大学
5.4.3 利用された規則及び/又は慣行		ISDF – 機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年
5.4.4 状況		完了
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日		2006年10月作成 2007年10月改訂
5.4.7 言語及び文字体系		英語
	ISO 639-2	eng
	ISO 15924	latn
5.4.8 情報源		グラスゴー大学役員会議事録 グラスゴー大学ウェブサイト ( <a href="http://www.gla.ac.uk">www.gla.ac.uk</a> )
5.4.9 記述管理上		グラスゴー大学アーカイブ部のヴィクトリア・ピーターズによっ

の注記		て作成・改訂された記述
<b>6. 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能/活動への関連付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学
	識別子	C0740
6.2 関係の種類		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1984年～
関係2		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学   大学トラスト事務室
	識別子	C2579
6.2 関係の種類		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1984年～2000年
関係3		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学   発展キャンペーン事務室
	識別子	C2580
6.2 関係の種類		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1990年～1998年
関係4		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学   発展・同窓生事務室
	識別子	C1851
6.2 関係の種類		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1998年～
関係5		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	グラスゴー大学   大学総長基金諮問委員会
	識別子	C1850
6.2 関係の種類		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		2000年～
関係6		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	「Avenue」
	識別子	GB 0248 GUA IP 5/6
6.2 関係の種類		その活動を通して作成された記録 大学の発展キャンペーンに関するニュースは、同窓生と校友向 けの「Avenue」誌に記録された。
6.3 関係の年月日		1987年～

**事例3－活動の記述**

記述言語：英語（英国）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		活動

5.1.2 名称の典拠形		団体管理、フレーザー・サンズ株式会社
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		
5.1.5 分類		
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1909年～1947年
5.2.2 記述		団体又は株主の事務を管理する活動。株主総会の開催及び情報提供を含む。
5.2.3 履歴		<p>1909年の当該会社の定款によると、定時の株主総会は取締役会によって決められた場所と日時において毎年開催することと定められていた。加えて、臨時総会は、取締役会の自由意思で、あるいは当該会社の株式資本の少なくとも合計10%を所有するすべて又は複数の株主によって要求があれば、取締役会によって随時召集できた。定時総会と臨時総会の開催にあたっては、7日から21日の間で、事前通知がなされなければならなかった。秘書が株主全員に総会の通知を送付する責任を負った。通知書には、会議の日時と場所、すべての特別な案件に関する要領を明記する必要があった。</p> <p>各総会では、会社の会長、彼が不在の場合は出席した他の役員によって選出された役員、又は出席した他の株主によって選出された株主が議長を務めた。決議に必要な定足数は出席した、代理ではない2名であった。各総会の開始時に秘書が会議を招集する通知書と監査報告書を読み上げた。その後、取締役会報告、決算、取締役会が提言した配当金の承認、取締役会と監査人の再選と彼らの報酬の決定、すべての特別な案件と続いた。議題は、出席した人数の過半数、あるいは要求があれば、それらの後に続く投票によって決められた。議長がキャスティングボートを握っていた。総会の同意が得られれば、議長はいかなる総会をも休会することができた。</p> <p>秘書が議事録を作成し、議長がそれに署名をした。それらはまとめて記録されたが、その中には取締役会の議事録も含まれた。議事録は、グラスゴー、ブキャナンストリート12の会社の登記上の本社で秘書が保管した。秘書は、株主の登録簿と各株主が所有した株式数を管理した。</p>
5.2.4 法律		1856年の株式会社法、1862年の会社法、1900年の会社法、1907年の会社法、1908年の会社（合併）法、1928年の会社法、1929年の会社法、1947年の会社法
<b>5.3 関係の領域</b>		
5.3.1 関連機能の識別子と名称/タイトルの典拠形		ガバナンス、フレーザー・サンズ株式会社 (F1-0634)
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		団体管理は、ガバナンスの機能を果たすために行われた活動の一つであった。
5.3.5 関係の年月		1909年～1947年

目		
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		F1-0634-4
5.4.2 機関の識別子		グラスゴー大学
5.4.3 利用された規則及び／又は慣行		ISDF – 機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年
5.4.4 状況		完了
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日		2007年10月作成
5.4.7 言語及び文字体系		英語
	ISO 639-2	eng
	ISO 15924	latn
5.4.8 情報源		フレーザー・サンズ株式会社の覚書及び定款、1909年 トビー, P. (編) 「ピットマン秘書業務関係の法律と実務に関する辞典」 (ロンドン、1930年) 「秘書業務 株式会社とその他公共団体の秘書協会マニュアル」 (ケンブリッジ、1951年)
5.4.9 記述管理上の注記		グラスゴー大学アーカイブ部のヴィクトリア・ピーターズによって作成された記述
<b>6. 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能/活動への関連付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトル の典拠形	名称の典拠形	フレーザー・サンズ株式会社
	識別子	C0634
6.2 関係の種類		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1909年～1947年
関係2		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトル の典拠形	名称の典拠形	フレーザー・サンズ株式会社   取締役会
	識別子	C2571
6.2 関係の種類		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1909年～1947年
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトル の典拠形	名称の典拠形	フレーザー・サンズ株式会社   秘書
	識別子	C2572
6.2 関係の種類		その活動を行う団体 秘書は、総会の通知を送り、会議の議事録を作成・管理した。
6.3 関係の年月日		1909年～1947年
関係4		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトル の典拠形	名称の典拠形	覚書と定款

トルの典拠形	識別子	GB 0248 FRAS 1
6.2 関係の種類		活動に関する記録 総会の構成及び開催を規定する規則は定款に記録された。
6.3 関係の年月日		1909年～
関係5		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	取締役会及び株主総会の議事録
	識別子	GB 0248 FRAS 2
6.2 関係の種類		その活動を通して作成された記録
6.3 関係の年月日		1909年～1947年
関係6		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	統合登録簿
	識別子	GB 0248 FRAS 6
6.2 関係の種類		その活動を通して作成された記録
6.3 関係の年月日		1909年～1948年

#### 事例4－活動の記述

記述言語：英語（英国）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		活動
5.1.2 名称の典拠形		財務会計、フレーザー不動産
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		
5.1.5 分類		
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1937年～1957年
5.2.2 記述		会社と第三者との間及び会社と従業員との間の財務的事務処理に関する情報を処理、記録、分類及び分析する活動
5.2.3 履歴		<p>フレーザー不動産は、複式簿記システムを用いていた。日々の事務処理は金銭出納帳に記録された。その出納帳から個人台帳に項目が掲載された。台帳の相当する項目のページ番号は出納帳の各項目の脇に記録された。反対に、出納帳の相当する項目のページ番号は個人台帳の各項目の脇に記録された。出納帳には個人の更に詳細な事務処理が記入された。個人台帳の勘定には索引が付けられた。</p> <p>フレーザー不動産は、フレーザー・サンズ株式会社の所有不動産を管理し、その後1947年からハウス・オブ・フレーザー社の不動産を管理した。そのため、フレーザー不動産に関する項目は、その子会社とこの二つの会社の勘定の中に見出すことができる。</p>

5.2.4 法律		
<b>5.3 関係の領域</b>		
5.3.1 関連機能の識別子と名称/タイトルの典拠形		財務会計、フレイザー不動産 (F6-0704)
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		財務会計は、財務管理の機能を果たすために行われた。
5.3.5 関係の年月日		1937年～1957年
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		F6-0704-7
5.4.2 機関の識別子		グラスゴー大学
5.4.3 利用された規則及び/又は慣行		ISDF – 機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議 2008年
5.4.4 状況		完了
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日		2007年10月作成
5.4.7 言語及び文字体系		英語
	ISO 639-2	eng
	ISO 15924	latn
5.4.8 情報源		1937年～1948年のフレイザー不動産の個人台帳 1938年～1948年のフレイザー不動産の出納帳
5.4.9 記述管理上の注記		グラスゴー大学アーカイブ部のヴィクトリア・ピーターズによって作成された記述
<b>6. 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能/活動への関連付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	フレイザー不動産
	識別子	C0704
6.2 関係の種類		その活動を行う団体
6.3 関係の年月日		1937年～ 1957年
関係2		
6.1 関連情報源の識別子名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	個人台帳
	識別子	GB 0248 FRAS 56
6.2 関係の種類		その活動を通して作成された記録
6.3 関係の年月日		1937 年～ 1948年
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	出納帳
	識別子	GB 0248 FRAS 57
6.2 関係の種類		その活動を通して作成された記録

6.3 関係の年月日	1937年～1948年
------------	-------------

### 事例5－機能の記述

記述言語：フランス語（フランス）

<b>5.1 固有性の領域</b>	
5.1.1 種別	機能
5.1.2 名称の典拠形	水の警察
5.1.3 名称の平行形式	
5.1.4 名称の他の形式	水及び漁場の警察、水及び水圏環境の警察
5.1.5 分類	
<b>5.2 コンテキストの領域</b>	
5.2.1 年月日	1789年～
	ISO 8601 1789/9999
5.2.2 記述	<p>水の警察は、以下のことを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 河川、湖水、内水位、海水及び地下水、特に飲料水の汚染を防ぐこと</li> <li>- 水の流れを妨害したり、洪水を引き起こしかねない建設工事を監督すること</li> <li>- 経済的用法も含めて水の多様な使用法を調和させること</li> </ul>
5.2.3 履歴	<p>1898年4月8日の水に関する最初の重要な法律により、とりわけ産業革命の時に大きく発達した、水の様々な使用法が規制されている。国家は、「水の警察」という許可制度により、使用法を規制するために初めて介入したのである。産業発展が衛生、つまり公衆の安全の要請と両立していること、またすべての農業従事者が水を利用できることに注意することが重要である。</p> <p>1964年から水の警察は排水の浄化と廃棄にも関わり、そして1976年には環境保全施設の等級の監視にも関係した。1992年1月3日の水に関する法律により、水の警察は、それまで水の使用法の制御を主に基本としていたが、水圏環境の安定した管理と水資源の質の保全にまで進展した。この時以降、水の警察は、水全体（河川、湖、池、地下水等）に関係し、主に飲料水、水の採取、浄化及び河川工事の分野に介入している。</p>
5.2.4 法律	<p>水の制度及び流通並びに水の汚染対策に関する1964年12月16日の法律64-1245号。「水の法律」と言われる1992年1月3日の法律92-3号。環境保護の強化に関する1995年2月2日の法律95-101号。欧州議会の指令2000/60/CE及び水の領域における共同体政策のための枠組みを創設する2000年10月23日の指針の転換をもたらす2004年4月21日の2004-338号の法律。</p>
<b>5.3 関係の領域</b>	
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	環境保護
5.3.2 種別	機能

5.3.3 関係の区分		階層的関係
5.3.4 関係の記述		水の警察は環境保護の構成要素の一つである。
5.3.5 関係の年月日		
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		FR/DAF/0000000004
5.4.2 機関の識別子		FR/DAF フランス公文書管理局
5.4.3 利用された規則及び／又は慣行		ISDF- 機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008
5.4.4 状況		有効な記述
5.4.5 詳細度		完全な記述
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日	ISO 8601	2006年9月30日
5.4.7 言語及び文字体系		フランス語
	ISO 639-2	fre
	ISO 15024	latn
5.4.8 情報源		公衆生活インターネットサイト： www.vie-publique.fr/politiquespubliques/politique-eau/index/ (2006年9月30日参照) エコロジー・持続可能開発省のサイト www.ecologie.gouv.fr/article.php3?id_article=40 (2006年9月30日参照) eaufranceのサイト (水のポータルサイト)：www.eaufrance.fr/ (2006年9月30日参照)
5.4.9 記述の年月日に関する注釈		クレール・スビーユにより作成された解説 (フランス公文書管理局)
<b>6 団体、アーカイブズ資料、その他の情報源の機能への関係付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	県庁
	識別子	
6.2 関係の性質		県内における水の一般的警察権は知事にあり、狩猟、釣り及び環境保護といった多くの特別な警察権に関わる。また、この義務のために、国家から地方へと権限委譲された任務に基づいている。
6.3 関係の年月日		
関係2		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	県農業森林局 (DDAF)
	識別子	
6.2 関係の性質		県農業森林局は三つの主要な役割を有する水の警察権を執行する。 - 「規制」の役割：同局は地方の活動、地面や天然資源の使用法に関連する許可を与え権利を承認する。例えば、水圏環境における採取、投棄や工事、私有林の開墾、狩猟、養魚資源の管理など。

		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 「法律的保障」の役割：この役割は所有権に関連するいくつかの手続きを指導する同局の責任によるものである。</li> <li>- 「管理と監視」の役割：同局は、主として動物の病気の予防や根絶、自然保護に関する法律に関するものなどの指令の尊重を確認する。</li> </ul>
6.3 関係の年月日		
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	県保健福祉局 (DDASS)
	識別子	
6.2 関係の性質		県保健福祉局は公衆衛生(とりわけ水浴場や海上活動に関する水質) に関して責任を負う。
6.3 関係の年月日		
関係4		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	水のインターサービス本部 (MISE)
	識別子	
6.2 関係の性質		水のインターサービス本部は水の管理に関する分権された県の任務を一つにまとめる。
6.3 関係の年月日		
関係5		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトル	ピュイドドーム県農業森林局の支払明細書
	識別子	FRAD063/1269 W
6.2 関係の性質		この支払いは水の警察に関してピュイドドーム県農業森林局の権限を説明する文書を含んでいる。
6.3 関係の年月日		1957年～1965年

### 事例6－機能の記述

記述言語：フランス語 (フランス)

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		機能
5.1.2 名称の典拠形		地方道路システム (1824年～1940年)
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		
5.1.5 分類		
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1824年～1940年
	ISO 8601	
5.2.2 記述		
5.2.3 履歴		フランス革命に直接由来する1789年12月14日及び1790年1月8日の法律により、地方自治体及びその行政の長である首長が設置さ

		<p>れている。地方自治体の管理上問題となる審議や決定は、県や郡の行政に委ねられている。この行政による監視の原則は1831年3月21日、1837年7月18日及び1884年4月5日の法律により進化する。県の管理領域は様々で、一般事項、道路管理、地方自治体に寄せられた寄付、遺贈物そして地方自治体管理を対象とする。1836年5月21日の法律による道路システムは次の類型に係る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 建設及び維持管理が完全に地方自治体の責任であり続けるものとして指定されていない道路（農道、コミュニティ道路）。</li> <li>- 県議会の補助金により管理されているが、知事の監視下に置かれるように格付けされた地方道（交通基幹道路CGC、共通利益道路CIC、普通村道）。</li> <li>- 1938年6月14日の法令により県所有となり地方自治体の管轄ではなくなった「県道」の部類を構成するために県道と交通基幹道路、共通利益道路を一つにまとめたもの。</li> </ul>
5.2.4 法律		
<b>5.3 関係の領域</b>		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		地方自治体の行政及び会計
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		階層関係
5.3.4 関係の記述		村道は地方自治体に対する県による管理の一領域である。
5.3.5 関係の年月日		
	ISO 8601	
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		FR/DAF/0000000021
5.4.2 機関の識別子		FR/DAF フランス公文書管理局
5.4.3 利用された規則及び／又は慣行		ISDF—機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008
5.4.4 状況		有効な記述
5.4.5 詳細度		完全な記述
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日	ISO 8601	2007年3月
5.4.7 言語及び文字体系		フランス語
	ISO 639-2	fre
	ISO 15024	latn
5.4.8 情報源		ロワールアトランティック県公文書館サイト： <a href="http://www.culture.cg44.fr/Archives/fonds/30/index.html">www.culture.cg44.fr/Archives/fonds/30/index.html</a> （2007年3月参照）

5.4.9 記述の年月日に関する注釈		クレールスイビーユにより作成された解説（フランス公文書管理局）
<b>6 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能への関連付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	ロワールアトランティック県地方行政部
	識別子	
6.2 関係の性質		
6.3 関係の年月日		
関係2		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	ロワールアトランティック県庁。地方自治体の行政及び会計並びに慈善団体の設立
	識別子	
6.2 関係の性質		
6.3 関係の年月日		
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	ロワールアトランティック県庁。公共事業：道路の路線設定及び許可
	識別子	
6.2 関係の性質		
6.3 関係の年月日		
関係4		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトル	地方自治体の行政及び会計—道路システム1800年から1940年まで
	識別子	FRAD044 / Sous-série 3 O
6.2 関係の性質		
6.3 関係の年月日		1800年～1940年

**事例7—下位機能**

記述言語：スペイン語（スペイン）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		下位機能
5.1.2 名称の典拠形		研究の組織化
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		
5.1.5 分類		L101
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1987年～
	ISO 8601	1987/9999
5.2.2 記述		研究の管理に含まれる様々な要素のうち、研究の組織化の下位機能は、研究グループのリスト・カタログの作成、活動中の研究グ

		ループに関するデータの管理及び奨学研究者と外国人研究者に関して、教育中の研究員が行う活動の管理に集中している。
5.2.3 履歴		
5.2.4 法律		大学改革基本法(1983年8月25日の法律11号)。大学基本法(2001年12月21日の法律6号)。ナバラ公立大学の定款を承認する1995年3月13日の地方特別法68号。ナバラ公立大学の定款を承認する2003年5月12日の地方特別法110号。
<b>5.3 関連の領域</b>		
関係1		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		研究の管理 ES UPNA L100
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		研究の管理は、研究の組織化の下位機能が持つ主要な機能である。
5.3.5 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係2		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		研究グループのリスト・カタログの作成 ES UPNA L102
5.3.2 種別		活動
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		研究グループのリスト・カタログの作成は、研究の組織化の下位機能に含まれる活動である。
5.3.5 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係3		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		活動中の研究グループに関するデータの管理 ES UPNA L103
5.3.2 種別		活動
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		活動中の研究グループに関するデータの管理は、研究の組織化の下位機能に含まれる活動である。
5.3.5 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係4		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		養成している研究員に関する書類の管理 ES UPNA L104
5.3.2 種別		活動
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		養成している研究員に関する書類の管理は、研究の組織化の下位機能に含まれる活動である。
5.3.5 関係の年月		1987年

日	ISO 8601	1987/9999
関係5		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		研究報告書の作成 ES UPNA A115
5.3.2 種別		活動
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		研究報告書の作成は、研究の組織化の下位機能に含まれる活動である。
5.3.5 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		ES UPNA L101
5.4.2 機関の識別子		ナバラ公立大学
5.4.3 利用された規則及び/又は慣行		ISDF- 機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年。ISO 8601 – データ要素及び交換書式–情報交換–日付及び時間の表示、第3版、ジュネーブ：国際標準化機構、2004年。ナバラ公立大学の文書分類表(ナバラ公立大学総合文書館のウェブサイト： <a href="http://www.unavarra.es/servicio/pdf/Codificacionclasificacion05.pdf">http://www.unavarra.es/servicio/pdf/Codificacionclasificacion05.pdf</a> ) (2008年1月8日参照)。
5.4.4 状況		完了
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日	ISO 8601	作成の年月日：2008年1月8日
5.4.7 言語及び文字体系		ラテン文字のスペイン語。
	ISO 639-2	Spa
	ISO 15924	Latn
5.4.8 情報源		行政手続きマニュアル。パンプロナ、ナバラ公立大学、2003年。 (ナバラ公立大学総合文書館のウェブサイト： <a href="http://www.unavarra.es/servicio/archivo_proadmon.htm">http://www.unavarra.es/servicio/archivo_proadmon.htm</a> ) (2008年1月8日参照)。
5.4.9 記述管理上の注記		ホアキム・ランソ・サンファンによって作成された記述(ナバラ公立大学総合文書館)
<b>6 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能への関連付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	ナバラ公立大学
	識別子	ES UPNA 00.00
6.2 関係の性質		下位機能を展開する機関
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係2		

6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	ナバラ公立大学。研究担当副学長室
	識別子	ES UPNA 30.00
6.2 関係の性質		下位機能の展開に関与するナバラ公立大学の機関
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	ナバラ公立大学。研究支援局
	識別子	ES UPNA 11.06
6.2 関係の性質		下位機能の展開に関与するナバラ公立大学の部署
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係4		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	ナバラ公立大学。研究委員会
	識別子	ES UPNA CI
6.2 関係の性質		下位機能の展開に関与するナバラ公立大学の機関
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係5		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	ナバラ公立大学。博士課程委員会
	識別子	ES UPNA CD
6.2 関係の性質		下位機能の展開に関与するナバラ公立大学の機関
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999

### 事例8－活動の記述

記述言語：スペイン語（スペイン）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		活動
5.1.2 名称の典拠形		研究グループのリスト・カタログの作成
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		
5.1.5 分類		L102
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
5.2.2 記述		活動の目的は、ナバラ公立大学の研究グループの研究活動に関する評価基準を含む各グループについてのカタログを作成することである。カタログは、ナバラ公立大学の研究委員会が発表する特定の募集要項に基づいて毎年定期的に作成され、この募集要項

		によって、新グループの創設に関する資料を提出し、また調査がすでに行われた研究グループに関するデータを更新するための期間が開始される。研究委員会の決定には、研究グループの活動を評価するための評価基準の承認も含まれる。このことは、研究援助に関する様々な募集要項において考慮される。研究グループに関するカタログの情報は、のちに研究報告書を作成するための基盤となる。
5.2.3 履歴		
5.2.4 法律		大学基本法(2001年12月21日の法律6号)。ナバラ公立大学の定款を承認する1995年3月13日の地方特別法68号。ナバラ公立大学の定款を承認する2003年5月12日の地方特別法110号。
<b>5.3 関係の領域</b>		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		研究の組織化 ES UPNA L101
5.3.2 種別		下位機能
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		研究グループのリスト・カタログの作成は、研究の組織化の下位機能に含まれる活動である。
5.3.5 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		ES UPNA L102
5.4.2 機関の識別子		ナバラ公立大学
5.4.3 利用された規則及び／又は慣行		ISDF－機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年。ISO 8601－データ要素及び交換書式－情報交換一日付及び時間の表示、第3版、ジュネーブ：国際標準化機構、2004年。ナバラ公立大学の文書分類表（ナバラ公立大学総合文書館のウェブサイト： <a href="http://www.unavarra.es/servicio/pdf/Codificacionclasificacion05.pdf">http://www.unavarra.es/servicio/pdf/Codificacionclasificacion05.pdf</a> ）（2008年1月8日参照）。
5.4.4 状況		完了
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日	ISO 8601	作成の年月日：2008年1月8日
5.4.7 言語及び文字体系		ラテン文字のスペイン語
	ISO 639-2	spa
	ISO 15924	latn
5.4.8 情報源		行政手続きマニュアル。パンプロナ、ナバラ公立大学、2003年。（ナバラ公立大学総合文書館のウェブサイト： <a href="http://www.unavarra.es/servicio/archivo_proadmon.htm">http://www.unavarra.es/servicio/archivo_proadmon.htm</a> ）（2008年1月8日参照）。
5.4.9 記述管理上の注記		ホアキム・ランソ・サンファンによって作成された記述（ナバラ公立大学総合文書館）

6 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能への関連付け		
関係1		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	ナバラ公立大学
	識別子	ES UPNA 00.00
6.2 関係の性質		活動を展開する機関
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係2		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	ナバラ公立大学 研究担当副学長室
	識別子	ES UPNA 30.00
6.2 関係の性質		活動の展開に関与するナバラ公立大学の機関
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係3		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	ナバラ公立大学 研究支援局
	識別子	ES UPNA 11.06
6.2 関係の性質		活動の展開に関与するナバラ公立大学の部署
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係4		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	ナバラ公立大学 研究委員会
	識別子	ES UPNA CI
6.2 関係の性質		活動の展開に関与するナバラ公立大学の機関
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係5		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	ナバラ公立大学 博士課程委員会
	識別子	ES UPNA CD
6.2 関係の性質		活動の展開に関与するナバラ公立大学の機関
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999
関係6		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	研究グループに関するリスト・カタログを作成するための募集書類
	識別子	ES UPNA CA 1/2004 (36)
6.2 関係の性質		活動実施成果のシリーズ <sup>10</sup>
6.3 関係の年月日		1987年
	ISO 8601	1987/9999

10

研究グループの活動を評価するための評価基準を含む研究グループカタログの作成プロセスを記載した関係書類。

## 事例9—機能の記述

言語：スペイン語（メキシコ）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		機能
5.1.2 名称の典拠形		宝くじの公開抽選会を企画する。
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		宝くじを買う、十二宮図くじを企画する、ラテンアメリカくじを企画する。
5.1.5 分類		公共機関の構造に基づく機能の記述を行う。
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1767/2007
5.2.2 記述		時代を超えて、宝くじの抽選会は、慈善事業に資金提供し、公共建造物を建設し、学生及び芸術家に奨学金を授与するなどを目的とする資金を獲得するために行われてきた。
5.2.3 履歴		最初の抽選会は、1771年5月13日に新スペイン王国一般宝くじによって行われた。
5.2.4 法律		1770年9月19日の王令で公示された新スペイン王国一般宝くじの計画及び規則。公的支援全国宝くじ基本法。1984年11月22日の指令。公的支援全国宝くじの内部規則。2003年12月26日の連邦政府官報で修正・公示された1985年7月24日の連邦政府官報。1947年12月31日の連邦政府官報で公示された賭事・抽選に関する連邦法。2004年の賭事・抽選連邦法実施規則。
<b>5.3 関係の領域</b>		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		収益金回収
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		連想的
5.3.4 関係の記述		宝くじの抽選会での収益金回収は、公共事業への融資を目的とする。
5.3.5 関係の年月日		1771年～1915年。1915年から1920年にかけては、宝くじが実施されなかったので抽選会は行われていない。1920年～2007年
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		宝くじ券を印刷・発行する。
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		連想的
5.3.4 関係の記述		各抽選会では、一定数の宝くじ券が発行される。
5.3.5 関係の年月日		1771年～1915年。1915年から1920年にかけては、宝くじが実施されなかったので抽選会は行われていない。1920年～2007年
<b>5.4 統制領域</b>		

5.4.1 機能記述識別子		MX/AGN/00067/F01
5.4.2 機関の識別子		MX9AGN
5.4.3 利用された規則及び／又は慣行		ISDF－機能の記述に関する国際標準の英語版、初版、国際公文書館会議、2008年。
5.4.4 状況		有効
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日	ISO 8601	作成：2007年2月20日
5.4.7 言語及び文字体系		スペイン語： esp
5.4.8 情報源		機能を記述するため次の参考資料を参照した：国家総合文書館の一般ガイド、1982年。全国宝くじのインターネットサイト： <a href="http://www.loterianacional.gob.mx/loterianacional/historia.html">www.loterianacional.gob.mx/loterianacional/historia.html</a>
5.4.9 記述管理上の注記		ヨリア・トルトレオによる作成例、国家総合文書館、メキシコ。
<b>6 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能への関連付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	財務省
	識別子	
6.2 関係の性質		階層的
6.3 関係の年月日		1770/2007
関係2		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	内務省。賭事・抽選附属局
	識別子	
6.2 関係の性質		連想的
6.3 関係の年月日		1947/2007
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	連邦政府財務局
	識別子	MX9TESOFE
6.2 関係の性質		連邦政府財務局は、全国宝くじ抽選会で得られた資金を回収する。
6.3 関係の年月日		連邦政府財務局の設立から現在まで、全国宝くじの抽選会で回収された資金は、財務局へ送付されている。
関係4		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	宝くじ券
	識別子	MX9AGN67
6.2 関係の性質		各抽選会では、独自の宝くじ券が発行される
6.3 関係の年月日		1771年に最初の抽選会が行われて以来、宝くじ券が発行されている。

## 事例10－機能の記述

記述言語：ポルトガル語（ブラジル）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		機能
5.1.2 名称の典拠形		連邦政府の文書管理。国立公文書館。
5.1.4 名称の他の形式		文書管理、書類管理、アーカイブズ管理、文書の管理。
5.1.5 分類		210－文書の管理
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1958年
5.2.2 記述		公文書類の作成、処理、使用、評価及び保管に関する方法、手続き、技術的な操作を通じて連邦政府の機関・団体で導入される政策、指令、及び標準の作成。その目的は、秘密事項及び行政・法律上の制限が守られた上で、市民と連邦行政機関が公文書類及びそれらの書類に記された情報へ迅速かつ確実にアクセスするための条件を整えること、政府の政治的・行政的決定を下す上での迅速さを促し、支援を提供することである。また政府の物的、人的及び金銭的な面での資力を節約することも目的のひとつである。
5.2.3 履歴		<p>1958年11月21日の指令44862号は、国立公文書館の内部規定を承認し、その目的と権能を定めている。具体的には、文書の管理に関する第2条のIII項、VI項及びVII項では、文書管理に関して、連邦政府及び同政府によって設立された私法団体の権限を構成する文書の保管に責任を持つ機関の活動を指導・調整し、文書館の全国登記簿を準備して、歴史的な重要性を有する公立・民間の文書館に関する報告書のコード化を行い、公立・民間の文書館に対して支援を提供する権限を付与している。</p> <p>際立った事実として、同指令の第15条のI項、II項、III項、IV項、V項及びVI項は、公立文書館運営評議会の権限を次のように定めている。すなわち、公立文書館に保管されている文書の保存期間の承認及び同文書の廃棄に関する規定の公布を国務大臣に提案する、公立文書館に保管されている文書の保管規定を承認する、公立文書館に保管されている文書の利用可能性、保存、秘密、及び利用規制に関する規定を承認する、連邦政府が権限を有する機関の文書館、及び州、市町村、個人の文書館に対する技術支援に関する規定を定める、文書館に関する語彙の専門用語を定義する。</p> <p>1975年10月15日の法務省指令600-B号は、新しい国立公文書館規定の中で、国立公文書館が国の文書資産を収集・保存することを目的とすることを定め、また第2条においてブラジリアを所在地とするブレ・アーカイブ部門（DPA）を設立している。第5条は、DPAの権限として、行政上の重要性を有する文書の収集・保存、及び文書の受入れ又は廃棄の選択を定めている。</p> <p>1980年代に、国立公文書館は、近代化プログラムを開始した。その期間において、特に技術支援活動、マニュアルの出版、講座とセミナーが強化された。また1988年に、憲法は、公共行政が取り扱う文</p>

	<p>書に対して負う責任を規定した。</p> <p>公立文書館の分野における法的枠組みが追求された結果として、1991年1月8日、法律8159号が承認された。同法は、第18条において、国立公文書館に対して連邦政府の文書管理機能を付与している。さらに文書管理の分野における国内政策・法令の範囲内で、1995年に国家文書館評議会（CONARQ）によって電子文書技術室が創設された。同技術室の目的は、国内・国際標準に基づいて、デジタル記録文書の管理・保存分野における政策、標準、方針、技術的手順及び法令文書を作成・提案することである。</p> <p>1996年3月28日に、国家文書館評議会は、1996年3月28日の決定4号を通じて、分類コードのほか、国立公文書館、旧連邦行政局及び計画予算省の技術者によって作成された行政の支援活動に関する記録文書の一時性及び受入れ先に関する基本表を承認した。これらは、2001年10月24日の決定14号を通じて見直しが行われ、拡大された。2003年12月12日の指令4915号によって、連邦行政機関の管轄範囲内にある文書管理機能に関する活動が、アーカイブ文書管理システム（SIGA）という名称を持つシステム形式で組織化された。同指令の第3条は、そのシステムの中央機関として国立公文書館を位置付けた。</p> <p>過去数年において、連邦行政機関に文書管理を導入する目的で他の活動も展開されてきている。2004年にサブクラス080－軍職員－は、防衛省、軍司令部及びそれらを構成する組織で使用するため、行政の支援活動に関するアーカイブ文書の分類コード、及び国家文書館評議会の2001年10月24日の決定14号によって承認された行政の支援活動に関するアーカイブ文書の一時性及び受入れ先に関する基本表を組み込むようになった。</p> <p>2006年に開始され、現在進められているその他の活動は、連邦高等教育機関（IFES）の目標活動に関する文書の一時性及び受入れ先に関する基本表及び分類コードの作成である。</p>
5.2.4 法律	<p>ブラジル。1958年11月21日の指令44862号。法務省、内務省及び国立公文書館の組織を承認する。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、1958年11月21日。</p> <p>法務国務省（ブラジル）。1975年10月15日の法務国務省指令600-B号。国立公文書館の内部規定を承認する。リオデジャネイロ、1975年。ちらし出版、89ページ。</p> <p>ブラジル。憲法（1988年）。ブラジル連邦共和国憲法。ブラジリア、連邦区：評議会、1988年。</p> <p>_____。1991年1月8日の法律8159号。公立・民間の文書館に関する国家政策に関する規定を定め、他の措置も定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、1991年1月9日。次のURLで入手可能：  <a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a>。2007年11月7日にアクセス。</p>
	<p>国家文書館評議会（ブラジル）。1995年10月18日の決定1号。活動及び機能から生じる問題の性質を考慮する、現用段階の文書分類の計画及び／又は法律を採用する必要性を定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、1995年10月24日。次のURLで入手可能：</p>

	<p>&lt;<a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a>&gt;。 2007年11月7日にアクセス。</p> <p>_____。1995年10月18日の決定2号。公立文書館に関して大量の文書に移管又は収集する際を守るべき規則について定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、1995年10月24日。次のURLで入手可能：</p> <p>&lt; <a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a> &gt;。 2007年11月7日にアクセス。</p> <p>_____。1995年12月26日の決定3号。国家文書館評議会の技術支援プログラムに関する規定を定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、1995年10月24日。次のURLで入手可能：</p> <p>&lt; <a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a> &gt;。 2007年11月7日にアクセス。</p> <p>_____。1996年9月30日の決定5号。連邦政府、連邦区、州及び市の官報上での文書廃棄に関する公示についての規定を定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、1996年10月11日。次のURLで入手可能：</p> <p>&lt; <a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a> &gt;。 2007年11月7日にアクセス。</p> <p>国立公文書館（ブラジル）。1997年4月18日の規準指令1号。国立公文書館における大量のアーカイブズの入庫手順を定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、1997年4月28日。次のURLで入手可能：</p> <p>&lt; <a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a> &gt;。 2007年11月7日にアクセス。</p> <p>国家文書館評議会（ブラジル）。1997年5月20日の決定7号。公権力の構成機関の管轄範囲内における文書廃棄に関する手順についての規定を定める。1997年5月23日のブラジル連邦政府官報。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、1997年5月23日。次のURLで入手可能：</p> <p>&lt; <a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a> &gt;。 2007年11月7日にアクセス。</p> <p>_____。2001年10月24日の決定14号。国家アーカイブ・システム（SINAR）を構成する機関・団体の現用文書に対するモデルとして採用される、行政府の支援活動に関するアーカイブズ分類コードについて、及び行政府の支援活動に関するアーカイブズの一時的及び受入れ先に関する基本表についての規定を定めた1996年3月28日の決定4号の改訂・増補版を承認する。ブラジル連邦共和国官報。ブラ</p>
--	--

		<p>ジリア、連邦区、2002年2月8日。次のURLで入手可能：          &lt; <a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a> &gt;。2007年11月7日にアクセス。</p>
		<p>ブラジル。2002年1月3日の指令4073号。公立・民間の文書館に関する国家政策に関する規定を定める1991年1月8日の法律8159号の実施規定を定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、2002年1月4日。次のURLで入手可能：          &lt;<a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nosjornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nosjornais-1</a>&gt;。2007年11月7日にアクセス。          国家文書館評議会（ブラジル）。2003年10月28日の決定19号。民営化プロセスにある公営企業及び公営企業を継承する私法法人の財産を構成する公文書に関する規定を定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、2003年10月29日。次のURLで入手可能：.          &lt;<a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a>&gt;。2007年11月7日にアクセス。          ブラジル。2003年12月12日の指令4915号。連邦行政府のアーカイブ文書管理システム（SIGA）に関する規定を定め、その他の措置も規定する。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、2003年10月15日。次のURLで入手可能：          &lt;<a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a>&gt;。2007年11月7日にアクセス。          国家文書館評議会（ブラジル）。2004年7月16日の決定20号。国家文書館システムを構成する機関・団体の文書記録管理プログラムへのデジタル文書の追加に関する規定を定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、2004年7月19日。次のURLで入手可能：          &lt;<a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a>&gt;。2007年11月7日にアクセス。          _____。2004年8月4日の決定21号。国家文書館評議会（CONARQ）の2001年10月24日の決定14号によって承認された連邦行政府の支援活動に関する記録文書分類コードのサブクラス080－軍職員、及び公共行政の支援活動に関する記録文書の一時性及び受入れ先に関する基本表の使用についての規定を定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、2004年8月9日。次のURLで入手可能：          &lt;<a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a>&gt;。2007年11月7日にアクセス。          _____。2005年6月30日の決定22号。保健機関における文書評価に関する標準についての規定を定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、2005年7月4日。次のURLで入手可能：          &lt;<a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a>&gt;。2007年11月7日にアクセス。          国立公文書館（ブラジル）。国立公文書館の内部規定。現在手続き中。次のURLで入手可能：          &lt;<a href="http://www.portalan.arquivonacional.gov.br/Media/RegimentoInterneto.pdf">http://www.portalan.arquivonacional.gov.br/Media/RegimentoInterneto.pdf</a>&gt;。2007年10月22日にアクセス。</p>
5.3 関係の領域		

5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子	名称の典拠形 識別子	技術指導
5.3.2 種別		活動
5.3.3 関係の区分		階層的
5.3.4 関係の記述		技術指導は、あらゆる記録媒体に記憶された文書を含めて、連邦政府の文書管理機能の展開を援助する活動であり、分類コード・分類計画の策定・適用及び文書の一時性・受入れ先に関する表の作成・利用を検討する。
5.3.5 関係の年月日		1958年～
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		BR/AN F1
5.4.2 機関の識別子		BR/AN – 国立公文書館 (ブラジル)
5.4.3 利用された規則及び/又は慣行		国立公文書館 (ブラジル)。国立公文書館のアーカイブ文書分類コード：目標活動に関する分類。リオデジャネイロ、[1991年?]。11 f。国際公文書館会議。ISDF：機能の記述に関する国際標準。リオデジャネイロ：国立公文書館、2008年。78 ページ。
5.4.4 状況		予備的
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日		作成：2007年4月3日、改訂：2007年10月22日
5.4.7 言語及び文字体系		ポルトガル語
5.4.8 情報源		ブラジル。1991年1月8日の法律8159号。公立・民間の文書館に関する国内政策について規定を定め、その他の措置も定める。ブラジル連邦共和国官報。ブラジリア、連邦区、第6号、455ページ、1991年1月9日。次のURLで入手可能： < <a href="http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1">http://portal.in.gov.br/imprensa/menu/pesquisa-nos-jornais-1</a> >。 2007年11月7日にアクセス。 国立公文書館 (ブラジル)。国立公文書館のサーバー・マニュアル。次のURLで入手可能： < <a href="http://orion/intranet/media/manual_do_servidor_do_arquivo_nacional.pdf">http://orion/intranet/media/manual_do_servidor_do_arquivo_nacional.pdf</a> >。2007年10月22日にアクセス。 国立公文書館 (ブラジル)。ブラジル・アーカイブ用語辞典。リオデジャネイロ：国立公文書館、2005年。232ページ。(技術出版51号) 国際公文書館会議。ISDF：機能の記述に関する国際標準。 リオデジャネイロ：国立公文書館、2008年。78ページ。 PAES、マリレナ・レイテ。文書館：理論と実践。リオデジャネイロ：FGV、2004年。
5.4.9 記述管理上の注記		記述作成者：ブラジル、国立公文書館のアレクサンドレ・ゴンサルベス、カルラ・プラド・モウタ・ペナ、カルロス・アルメイダ・カルドソ、ダジャルマ・マンドゥ・デ・ブリト、エリザベス・ダ・シルバ・マスロ、ジョルジェ・カルロス・セルケイラ、ジュリオ・セサル・ボテリョ、レオナルド・マルチンス・カルドソ、ルシア・マ

		リア・メネゼス・サントス、マリア・イザベル・デ・オリベイラ、パオラ・ロドリゲス・ビッテンコート、ヴィトル・マノエル・マルケス・ダ・フォンセカ。
<b>6 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能への関連付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトルの典拠形	国立公文書館（ブラジル）
	識別子	
6.2 関係の性質		文書の記録保管処理、並びに国の文書資産の管理、収集、保存及び普及に関して連邦行政府に対し技術的指導を行うことで文書館国家政策を実行・監視し、また政策・行政的な性格を持つ政府決定及び自身の権利を守る市民を支援するほか、科学・文化的な知識の創造を奨励することを目的として情報へのアクセスを保証する責任機関。
6.3 関係の年月日		1958年～
関係2		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトルの典拠形	文書保存専門手段：国家文書館評議会CONARQ（ブラジル）。連邦行政府の支援活動に関する記録文書の分類、一時性及び受入れ先。リオデジャネイロ：国立公文書館、2001年。156ページ。
	識別子	
6.2 関係の性質		文書保存専門手段は、文書管理機能の遂行を支援する論拠となるものである。支援活動に関する文書の分類活動の展開のほか、文書の保管期間・受入れ先の決定を助ける。
6.3 関係の年月日		2001年
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトルの典拠形	連邦行政府の記録文書管理システム（SIGA）
	識別子	
6.2 関係の性質		連邦行政府の文書管理活動を体系化し、国立公文書館を中央機関として位置付ける。
6.3 関係の年月日		2002年～

**事例11－機能の記述**

記述言語：フランス語（コートジボワール）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		機能
5.1.2 名称の典拠形		歳入の徴収
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		
5.1.5 分類		
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1963年～

	ISO 8601	
5.2.2 記述		「歳入の徴収」機能は所得税、固定資産税、営業税と免許、訴訟の性質を表している税（産業経済利益、サービス給付税など）を徴収することにある。
5.2.3 履歴		歳入の徴収の任を負ったコートジボワール財務局の創設から、以下に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・1962年以前の専門機関</li> <li>・1962年12月14日の政令62-457号により創設された特別財務局と税務署</li> <li>・1971年12月1日の政令71-639号により創設された県財務局</li> <li>・県財務局は、1997年12月8日の政令97-582号により地方財務局となる。</li> <li>・地方財務局は、2004年1月29日の政令2004-97号により一般財務局に改組された。一般財務局はその管理下に主要会計と基礎会計を合わせた会計職を有する。</li> </ul>
5.2.4 法律		<ul style="list-style-type: none"> <li>・1959年12月31日のフランス・コートジボワール間の協定により、コートジボワール財務局は、フランス財務局に属する。</li> <li>・1962年12月14日の政令61-457号によりコートジボワール財務局の各課が設立される。</li> <li>・1968年12月26日政令71-605号により、会計課及び財務局の総務部が創設される。</li> <li>・1971年12月1日の政令71-639号により県財務局が創設される。</li> <li>・1978年8月17日の政令78-683号により県財政部長主導で財務局指導部が創設される。</li> <li>・1992年3月16日の政令92-115号により公共会計と財務局の総務部の創設が確認され、主要各課と外部各課のレベルで若干の刷新が行われる。</li> <li>・国務省及び経済金融省を創設する2004年1月29日の政令2004-97号は、地方財務局及び県財務局を一般財務局に昇格させる。</li> <li>・2006年6月7日の政令2006-118号</li> </ul>

<b>5.3 関係の領域</b>		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		公共支出の執行
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		連想的
5.3.3 関係の記述		歳入の徴収と公共支出の執行はコートジボワール財務局の二つの主要な機能である。
5.3.4 関係の年月日		1963年～
	ISO 8601	
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		CI / DFDC / 000001
5.4.2 機関の識別子		財務局と公共会計の総務部/文献調査とアーカイブズの副局
5.4.3 利用された		ISDF—機能の記述に関する国際標準、第1版、国際公文書館会

規則及び／又は慣行		議、2008年
5.4.4 状況		有効
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日	ISO 8601	2007年4月30日
5.4.7 言語及び文字体系		フランス語
	ISO 639-2	fre
	ISO 15024	latn
5.4.8 情報源		- 支払い担当者のガイド（コートジボワール財務局総務部と公共支出の小冊子） - 経済金融省を設置する2004年5月4日の政令2001-210号 - 2006年6月7日の政令2006-118号- <a href="http://www.tresor.gov.ci/">www.tresor.gov.ci/</a> （2007年4月30日参照）
5.4.9 記述の年月日に関する注釈		
<b>6 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能への関連付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	コートジボワール。税務部
	識別子	
6.2 関係の性質		国税歳入の徴収作業は税務部とコートジボワール税関総務部により行われる。
6.3 関係の年月日		
関係2		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	コートジボワール。税関総務部
	識別子	
6.2 関係の性質		国税歳入の徴収の作業はコートジボワールの税関総務部と税務部により行われる。
6.3 関係の年月日		
関係3		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	コートジボワール。財務局総務部と公共会計部
	識別子	CI / DFDC / 000003
6.2 関係の性質		コートジボワールの財務局総務部及び公共会計部の任務の一つは、国家、地方公共団体、国の公共施設の歳入の徴収を確実にすることである。
6.3 関係の年月日		
関係4		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	タイトル	コートジボワール財務局及び公共会計部の支払い
	識別子	
6.2 関係の性質		
6.3 関係の年月日		2004年～2005年

## 事例12－機能の記述

記述言語：フランス語（コートジボワール）

<b>5.1 固有性の領域</b>		
5.1.1 種別		機能
5.1.2 名称の典拠形		公共支出の執行
5.1.3 名称の平行形式		
5.1.4 名称の他の形式		
5.1.5 分類		
<b>5.2 コンテキストの領域</b>		
5.2.1 年月日		1963年～
	ISO 8601	
5.2.2 記述		「公共支出の執行」機能は、国家、地方公共団体及び公共施設のあらゆる業務に関連している。「公共支出の執行」機能は、財務局の一般支払窓口によっても、地方、県の主会計課、国の公共施設の財務局又は会計局によっても遂行される。支出に関して、財務局は他の行政機関が彼らの任務を遂行した時しか介入しない。つまり、設備の公共支出については、行政財政の指導部や財政を管理している者が、国庫の支出を認識し、支払いを行うというそれぞれの任務を行った時にしか介入しない。
5.2.3 履歴		公共支出を担当するコートジボワール財務局の設立の起源として以下に留意すること： <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1962年以前の専門機関</li> <li>・ 1962年12月14日の政令62－457号により設置された特別財務局と税務署</li> <li>・ 1971年12月1日の政令71－639号により設置された県財務局</li> <li>・ 県財務局は1997年10月8日の政令97－582号により地方財務局となる。</li> <li>・ 地方財務局は2004年1月29日の政令2004－97号により一般財務局に改組された。一般財務局は、その管理下に主要会計と基礎会計を合わせた会計職を有する。</li> </ul>
5.2.4 法律		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1959年12月31日のフランス・コートジボワール間の協定によりコートジボワール財務局はフランス財務局に属する。</li> <li>・ 1962年12月14日の政令61－457号によってコートジボワール財務局各課が創設される。</li> <li>・ 1968年12月26日の政令68－605号により会計課及び財務局の総務部が創設される。</li> <li>・ 1971年12月1日の政令71－639号により県財務局が創設される。</li> <li>・ 1978年8月17日の政令78－683号により県会計局長により指導された財務局の部局が作られた。</li> <li>・ 1992年3月16日の政令92－115号により公共会計と財務局の総務部の創設が確認され、主要各課と外部各課のレベルで若干の刷新が行われる。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国務省及び経済金融省を創設する2004年1月29日の法令2004-97号により地方財務局及び県財務局は一般財務局に昇格される。</li> <li>・ 2006年6月7日の政令2006-118号</li> </ul>
<b>5.3 関係の領域</b>		
5.3.1 名称の典拠形/関連機能の識別子		収入徴収
5.3.2 種別		機能
5.3.3 関係の区分		連想的
5.3.4 関係の記述		歳入徴収と公共支出の執行はコートジボワール財務局の二つの主要機能である。
5.3.5 関係の年月日	ISO 8601	
<b>5.4 統制領域</b>		
5.4.1 機能記述識別子		CI / DFDC / 000002
5.4.2 機関の識別子		財務局と公共会計の総務部/文献調査とアーカイブズの副局
5.4.3 利用された規則及び/又は慣行		ISDF—機能の記述のための国際標準、第1版、国際公文書館会議、2008年
5.4.4 状況		有効
5.4.5 詳細度		完全
5.4.6 作成、改訂、抹消の年月日	ISO 8601	2007年4月30日
5.4.7 言語及び文字体系		フランス語
	ISO 639-2	fre
	ISO 15024	latn
5.4.8 情報源		<ul style="list-style-type: none"> <li>- 支払担当者のガイド（コートジボワール財務局総務部と公共支出の小冊子）</li> <li>- 経済金融省を設置する2004年5月4日の政令2001-210号 - 2006年6月7日の政令2006-118 - <a href="http://www.tresor.gov.ci/">www.tresor.gov.ci/</a>（2007年4月30日参照）</li> </ul>
5.4.9 記述の年月日に関する注釈		
<b>6 団体、アーカイブ資料及びその他の情報源の機能への関連付け</b>		
関係1		
6.1 関連情報源の識別子と名称/タイトルの典拠形	名称の典拠形	コートジボワール。財務局総務部。財務局総合支払窓口
	識別子	PGT
6.2 関係の性質		財務局は国家とその構成機関のあらゆる投資の支払の段階に介入する。この任務は財務局総合支払窓口によっても、総合経理課、主要経理課、基礎会計課及び国立公共施設の会計出張所によっても履行される。
6.3 関係の年月日		1968年～
関係2		

6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	名称の典 拠形	コートジボワール。財務局総務部。一般会計課。
	識別子	TG
6.2 関係の性質		財務局は国家とその構成機関のあらゆる投資の支払の段階に介入する。この任務は財務局総合支払窓口によっても、総合経理課、主要経理課、基礎会計課及び国立公共施設の会計出張所によっても履行される。
6.3 関係の年月日		1968年～
関係3		
6.1 関連情報源の 識別子と名称/タイ トルの典拠形	タイトル	財務局総合支払窓口の支払
	識別子	
6.2 関係の性質		
6.3 関係の年月日		2005年～2006年